

基本計画書

基本計画										
事項		記入欄							備考	
計画の区分		大学の収容定員に係る学則変更								
フリガナ設置者		ガッコウホウジンダイニアソウガクエン 学校法人第二麻生学園								
フリガナ大学の名称		ヤマグチタンキダイガク 山口短期大学								
大学本部の位置		山口県防府市大字台道字大繁枝11346番の2								
大学の目的		本学は、教育基本法及び学校教育法に基づき広い教養と深い専門の学術理論を修め、実際に習熟し、教養高く崇高なる人間愛と社会愛、透徹した論理と円満な人格とを兼ね備えた有為な教員・保育士並びに技術者を養成することを目的とする。								
新設学部等の目的		児童教育学科において、入学定員未充足が続いているために収容定員の適正化について検討した結果、3年間に渡る計画的な削減を行う改善計画に基づき、令和8年度の児童教育学科幼児教育学専攻の入学定員50人を40人に収容定員を100人から80人に削減し、安定した学生の確保と定員充足の適正化を図る。								
新設学部等の概要	新設学部等の名称	修業年限	入学定員	編入学定員	収容定員	学位	学位の分野	開設時期及び開設年次	所在地	
	児童教育学科 幼児教育学専攻	年	人	年次人	人	短期大学士 (教育学)	教育学・保育学 関係	年 月 第 年次 令和8年 4月	山口県防府市大字台道字大繁枝 11346番の2	
	計	2	40 (50)	- -	80 (100)					
同一設置者内における変更状況 (定員の移行、名称の変更等)		令和7年4月入学定員減 児童教育学科初等教育学専攻 (△10) (令和6年12月届出済)								
教育課程	新設学部等の名称	開設する授業科目の総数						卒業要件単位数		
		講義	演習	実験・実習	計					
			科目	科目	科目	科目	単位			
学部等の名称				基幹教員					助手	基幹教員以外の教員 (助手を除く)
				教授	准教授	講師	助教	計		
新	児童教育学科幼児教育学専攻			4人 (4)	1人 (1)	1人 (1)	－人 (－)	6人 (6)	－人 (－)	－人 (－)
	a. 基幹教員のうち、専ら当該学部等の教育研究に従事する者であって、主要授業科目を担当するもの	4人 (4)	1人 (1)	1人 (1)	－人 (－)	6人 (6)				
	b. 基幹教員のうち、専ら当該学部等の教育研究に従事する者であって、年間8単位以上の授業科目を担当するもの（aに該当する者を除く）	－ (－)	－ (－)	－ (－)	－ (－)	－ (－)				
	小計（a～b）	4 (4)	1 (1)	1 (1)	－ (－)	6 (6)				
	c. 基幹教員のうち、専ら当該大学の教育研究に従事する者であって、年間8単位以上の授業科目を担当するもの（a又はbに該当する者を除く）	－ (－)	－ (－)	－ (－)	－ (－)	－ (－)				
	d. 基幹教員のうち、専ら当該大学の教育研究に従事する者以外の者又は当該大学の教育研究に従事し、かつ専ら当該大学の複数の学部等で教育研究に従事する者であって、年間8単位以上の授業科目を担当するもの（a、b又はcに該当する者を除く）	－ (－)	－ (－)	－ (－)	－ (－)	－ (－)				
	計（a～d）	4 (4)	1 (1)	1 (1)	－ (－)	6 (6)				
設	該当なし			－ (－)	－ (－)	－ (－)	－ (－)	－ (－)	－ (－)	－ (－)
	a. 基幹教員のうち、専ら当該学部等の教育研究に従事する者であって、主要授業科目を担当するもの	－ (－)	－ (－)	－ (－)	－ (－)	－ (－)				
	b. 基幹教員のうち、専ら当該学部等の教育研究に従事する者であって、年間8単位以上の授業科目を担当するもの（aに該当する者を除く）	－ (－)	－ (－)	－ (－)	－ (－)	－ (－)				
	小計（a～b）	－ (－)	－ (－)	－ (－)	－ (－)	－ (－)				
	c. 基幹教員のうち、専ら当該大学の教育研究に従事する者であって、年間8単位以上の授業科目を担当するもの（a又はbに該当する者を除く）	－ (－)	－ (－)	－ (－)	－ (－)	－ (－)				
	d. 基幹教員のうち、専ら当該大学の教育研究に従事する者以外の者又は当該大学の教育研究に従事し、かつ専ら当該大学の複数の学部等で教育研究に従事する者であって、年間8単位以上の授業科目を担当するもの（a、b又はcに該当する者を除く）	－ (－)	－ (－)	－ (－)	－ (－)	－ (－)				
	計（a～d）	－ (－)	－ (－)	－ (－)	－ (－)	－ (－)				
分	計			4 (4)	1 (1)	1 (1)	－ (－)	6 (6)	－ (－)	－ (－)

既	児童教育学科初等教育学専攻			6 (6)	1 (1)	2 (2)	－ (－)	9 (9)	－ (－)	－ (－)	短期大学大学設置基準別表第一イに定める基幹教員数の四分の三の数 3人	
	a．基幹教員のうち、専ら当該学部等の教育研究に従事する者であって、主要授業科目を担当するもの			6 (6)	1 (1)	2 (2)	－ (－)	9 (9)				
	b．基幹教員のうち、専ら当該学部等の教育研究に従事する者であって、年間8単位以上の授業科目を担当するもの（aに該当する者を除く）			－ (－)	－ (－)	－ (－)	－ (－)	－ (－)				
	小計（a～b）			6 (6)	1 (1)	2 (2)	－ (－)	9 (9)				
	c．基幹教員のうち、専ら当該大学の教育研究に従事する者であって、年間8単位以上の授業科目を担当するもの（a又はbに該当する者を除く）			－ (－)	－ (－)	－ (－)	－ (－)	－ (－)				
	d．基幹教員のうち、専ら当該大学の教育研究に従事する者以外の者又は当該大学の教育研究に従事し、かつ専ら当該大学の複数の学部等で教育研究に従事する者であって、年間8単位以上の授業科目を担当するもの（a、b又はcに該当する者を除く）			－ (－)	－ (－)	－ (－)	－ (－)	－ (－)				
	計（a～d）			6 (6)	1 (1)	2 (2)	－ (－)	9 (9)				
設	情報メディア学科			5 (5)	1 (1)	1 (1)	－ (－)	7 (7)	－ (－)	－ (－)	短期大学設置基準別表第一イに定める基幹教員数の四分の三の数 6人	
	a．基幹教員のうち、専ら当該学部等の教育研究に従事する者であって、主要授業科目を担当するもの			5 (5)	1 (1)	1 (1)	－ (－)	7 (7)				
	b．基幹教員のうち、専ら当該学部等の教育研究に従事する者であって、年間8単位以上の授業科目を担当するもの（aに該当する者を除く）			－ (－)	－ (－)	－ (－)	－ (－)	－ (－)				
	小計（a～b）			5 (5)	1 (1)	1 (1)	－ (－)	7 (7)				
	c．基幹教員のうち、専ら当該大学の教育研究に従事する者であって、年間8単位以上の授業科目を担当するもの（a又はbに該当する者を除く）			－ (－)	－ (－)	－ (－)	－ (－)	－ (－)				
	d．基幹教員のうち、専ら当該大学の教育研究に従事する者以外の者又は当該大学の教育研究に従事し、かつ専ら当該大学の複数の学部等で教育研究に従事する者であって、年間8単位以上の授業科目を担当するもの（a、b又はcに該当する者を除く）			－ (－)	－ (－)	－ (－)	－ (－)	－ (－)				
	計（a～d）			5 (5)	1 (1)	1 (1)	－ (－)	7 (7)				
分	計			11 (11)	2 (2)	3 (3)	－ (－)	16 (16)	－ (－)	－ (－)		
	合 計			15 (15)	3 (3)	4 (4)	－ (－)	22 (22)	－ (－)	－ (－)		
職 種				専 属			その他			計		
事 務 職 員				5 (5)人			5 (5)人			10 (10)人		
技 術 職 員				－ (－)			－ (－)			－ (－)		
図 書 館 職 員				－ (－)			1 (1)			1 (1)		
そ の 他 の 職 員				－ (－)			－ (－)			－ (－)		
指 導 補 助 者				－ (－)			－ (－)			－ (－)		
計				5 (5)			6 (6)			11 (11)		
校 地 等	区 分		専 用	共 用		共用する他の学校等の専用			計			
	校 舎 敷 地		24,570㎡	0㎡		0㎡			24,570㎡			
	そ の 他		1,501㎡	0㎡		0㎡			1,501㎡			
	合 計		26,071㎡	0㎡		0㎡			26,071㎡			
校 舎			専 用	共 用		共用する他の学校等の専用			計			
			10,382㎡ 10,382㎡	5,905㎡ 5,905㎡		0㎡ (0㎡)			16,287㎡ 16,287㎡			
教 室 ・ 教 員 研 究 室			教 室	室		教 員 研 究 室			室			
図 書 ・ 設 備	新設学部等の名称		図書 〔うち外国書〕冊		電子図書 〔うち外国書〕		学術雑誌 〔うち外国書〕種		電子ジャーナル 〔うち外国書〕		機械・器具 点	標本 点
			〔 〕 (〔 〕)		〔 〕 (〔 〕)		〔 〕 (〔 〕)		〔 〕 (〔 〕)		() ()	() ()
	計		〔 〕 (〔 〕)		〔 〕 (〔 〕)		〔 〕 (〔 〕)		〔 〕 (〔 〕)		() ()	() ()
スポーツ施設等			スポーツ施設		講堂			厚生補導施設				
			㎡		㎡			㎡				

経費の見積り及び維持方法の概要	経費の見積り	区 分	開設前年度		第 1 年次	第 2 年次	第 3 年次	第 4 年次	第 5 年次	第 6 年次	
		教員 1 人当り研究費等			71千円	71千円					
		共同研究費等			0円	0円					
		図 書 購 入 費			500千円	500千円					
		設 備 購 入 費			1, 000千円	1, 000千円					
	学生 1 人当り 納付金			第 1 年次		第 2 年次	第 3 年次	第 4 年次	第 5 年次	第 6 年次	
児童1,080千円 情報1,180千円				児童 880千円 情報 980千円	－千円	－千円	－千円	－千円			
学生納付金以外の維持方法の概要			資金運用収入、雑収入等、私立大学等経常費補助金								
既設大学等の状況	大 学 等 の 名 称		山口短期大学								令和7年度入学定員減（△10人）初等教育学専攻
	学 部 等 の 名 称		修業年限	入学定員	編入学定員	収容定員	学位又は称号	収容定員充足率	開設年度	所 在 地	
			年	人	年次人	人		倍			
	児童教育学科 初等教育学専攻		2	20	－	50	短期大学士（教育学）	0.66	昭和56年	山口県防府市大字台道字大繁枝11346番の2	
	幼児教育学専攻		2	50	－	100	短期大学士（教育学）	0.56	昭和56年		
情報メディア学科		2	40	－	80	短期大学士（情報学）	1.21	昭和42年			
附属施設の概要			山口短期大学附属広島幼稚園 所在地 広島市安佐南区上安四丁目1番2号 昭和56年認可 収容定員 200名 教職員 6名								

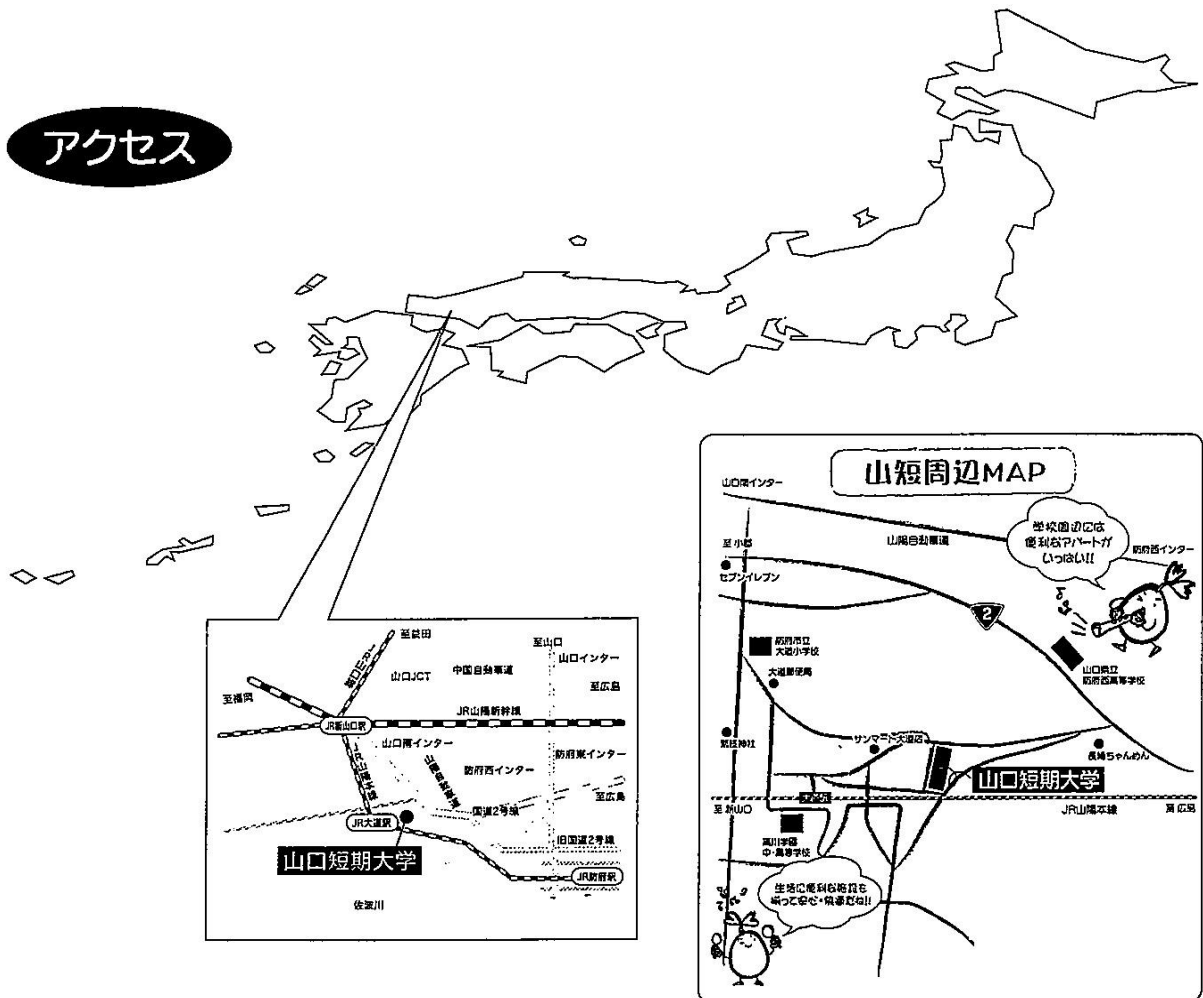
- (注)
- 1 共同学科の認可の申請及び届出の場合，「計画の区分」，「新設学部等の目的」，「新設学部等の概要」，「教育課程」及び「新設分」の欄に記入せず，斜線を引くこと。
 - 2 「新設分」及び「既設分」の備考の「大学設置基準別表第一イ」については、専門職大学にあつては「専門職大学設置基準別表第一イ」、短期大学にあつては「短期大学設置基準別表第一イ」，専門職短期大学にあつては「専門職短期大学設置基準別表第一イ」にそれぞれ読み替えて作成すること。
 - 3 「既設分」については，共同学科等に係る数を除いたものとする。
 - 4 私立の大学の学部又は短期大学の学科の収容定員に係る学則の変更の届出を行おうとする場合は，「教育課程」，「教室・教員研究室」，「図書・設備」及び「スポーツ施設等」の欄に記入せず，斜線を引くこと。
 - 5 大学等の廃止の認可の申請又は届出を行おうとする場合は，「教育課程」，「校地等」，「校舎」，「教室・教員研究室」，「図書・設備」，「スポーツ施設等」及び「経費の見積もり及び維持方法の概要」の欄に記入せず，斜線を引くこと。
 - 6 「教育課程」の欄の「実験・実習」には，実技も含むこと。
 - 7 空欄には，「－」又は「該当なし」と記入すること。

学校法人第二麻生学園 設置認可等に関わる組織の移行表

令和7年度	入学 定員	編入学 定員	収容 定員	令和8年度	入学 定員	編入学 定員	収容 定員	変更の事由
山口短期大学				山口短期大学				
児童教育学科				児童教育学科				
初等教育学専攻	20	—	40	初等教育学専攻	20	—	40	
幼児教育学専攻	50	—	100	幼児教育学専攻	<u>40</u>	—	<u>80</u>	(定員変更(△10))
情報メディア学科	40	—	80	情報メディア学科	40	—	80	
計				計	<u>100</u>	—	<u>200</u>	

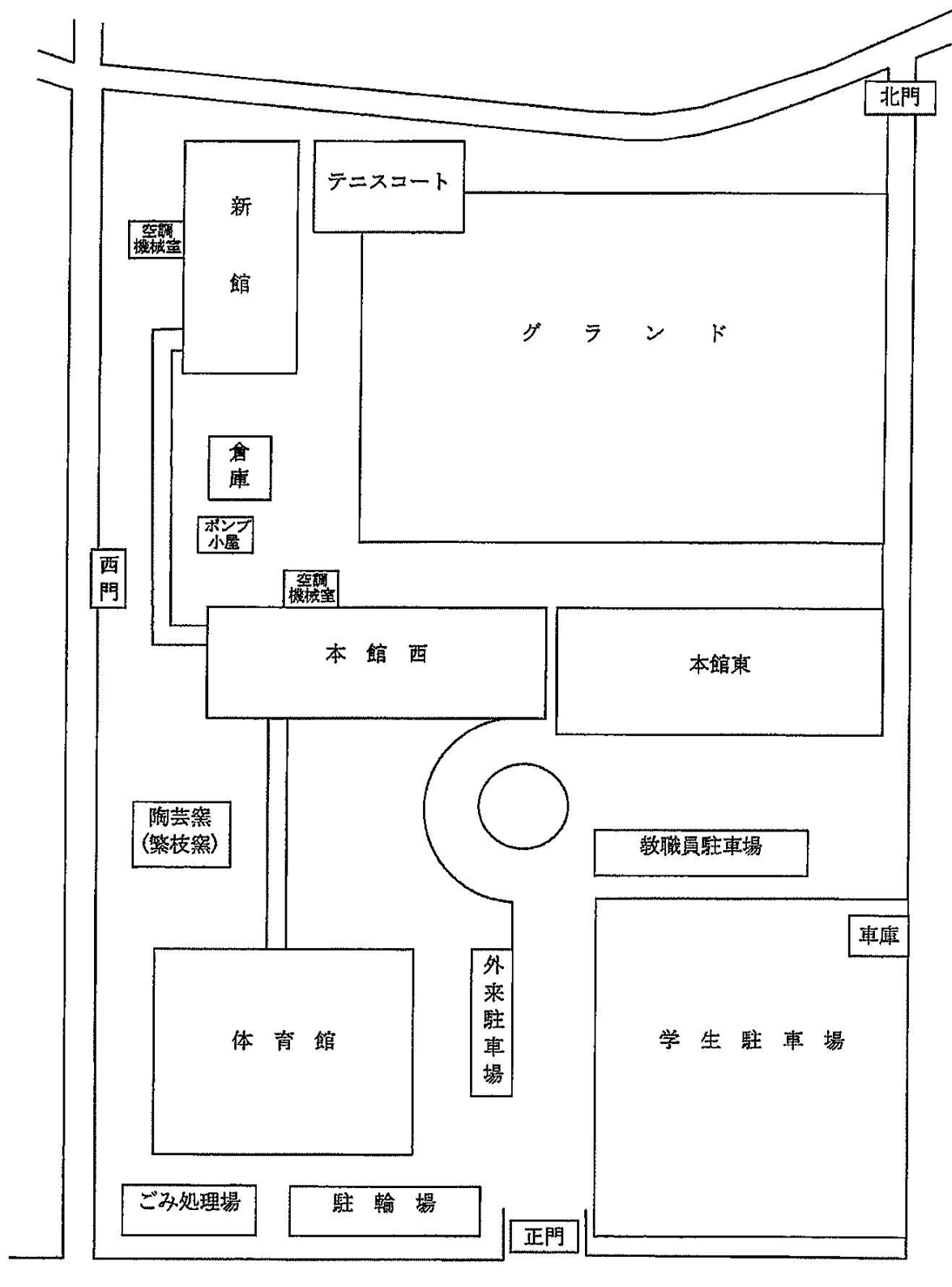
校地校舎等の図面

アクセス

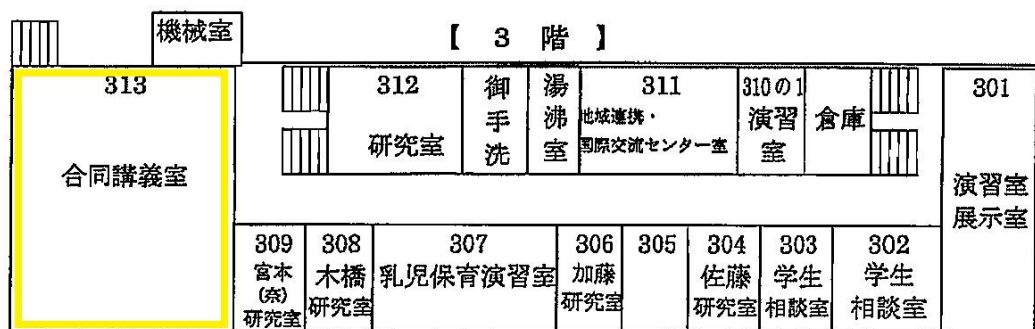
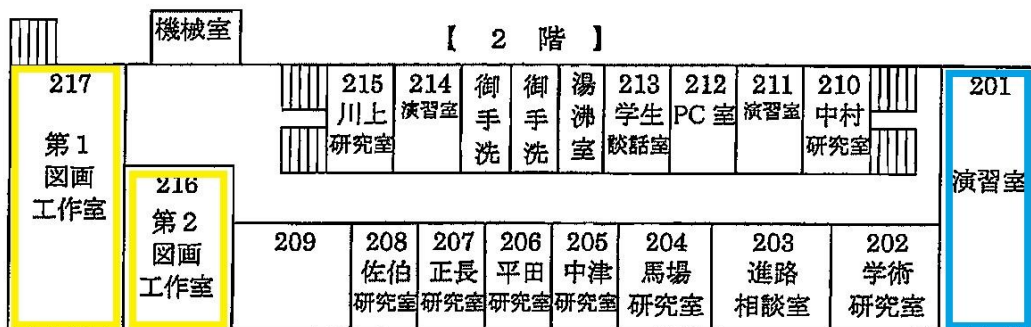
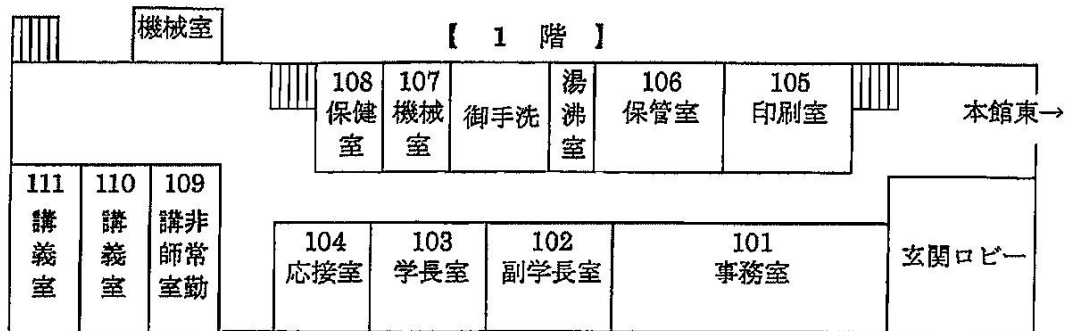


島根方面より	福岡方面より	広島方面より
車で 三次IC～防府東IC 176km/2時間10分 防府東ICから西へ 8km/15分 浜田～益田～防府 145km/3時間 特急で 松江～新山口駅 3時間58分 浜田～新山口駅 2時間8分 在来線で 新山口駅から大道駅 9分 大道駅から徒歩 7分	車で 福岡IC～山口南IC 151km/1時間50分 山口南ICから東へ 7km/10分 新幹線で 博多駅から新山口駅 37分 在来線で 新山口駅から大道駅 9分 大道駅から徒歩 7分	車で 広島IC～防府東 118km/1時間30分 防府東ICから西へ 8km/15分 新幹線で 広島駅から新山口駅 36分 広島駅から徳山駅 22分 在来線で 新山口駅から大道駅 9分 徳山駅から大道駅 32分 大道駅から徒歩 7分

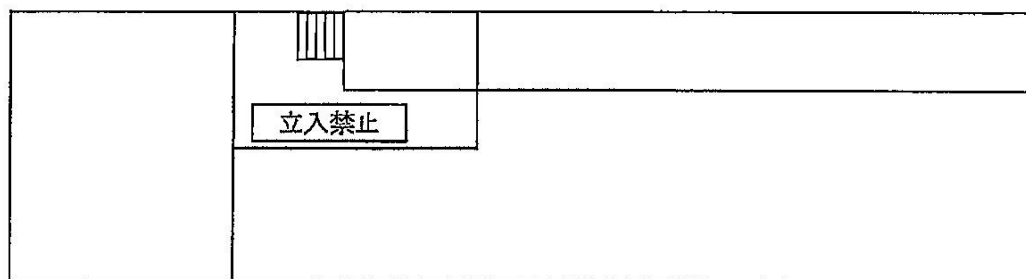
1) 校内配置図



2) 本館西：1F～3F、屋上



【 屋 上 】

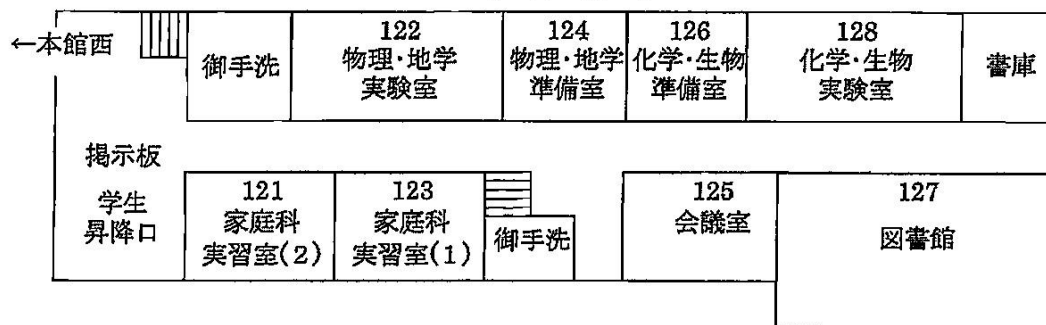


: 専用部分

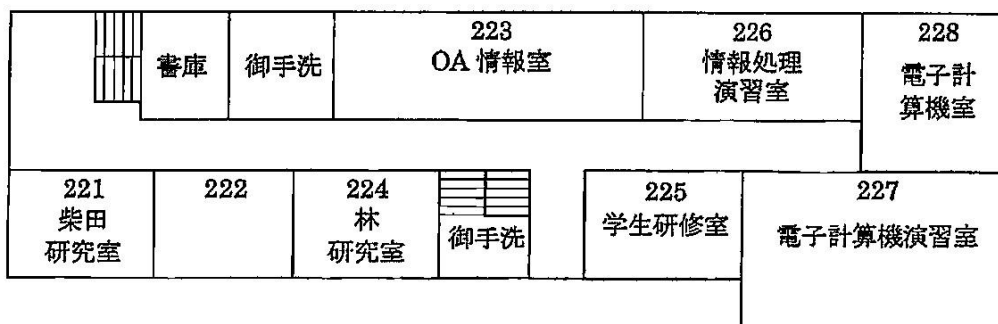
: 共用部分

3) 本館東：1F～4F

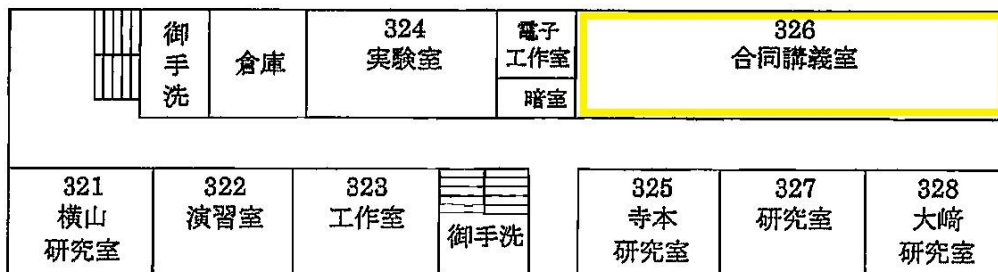
【 1 階 】



【 2 階 】



【 3 階 】



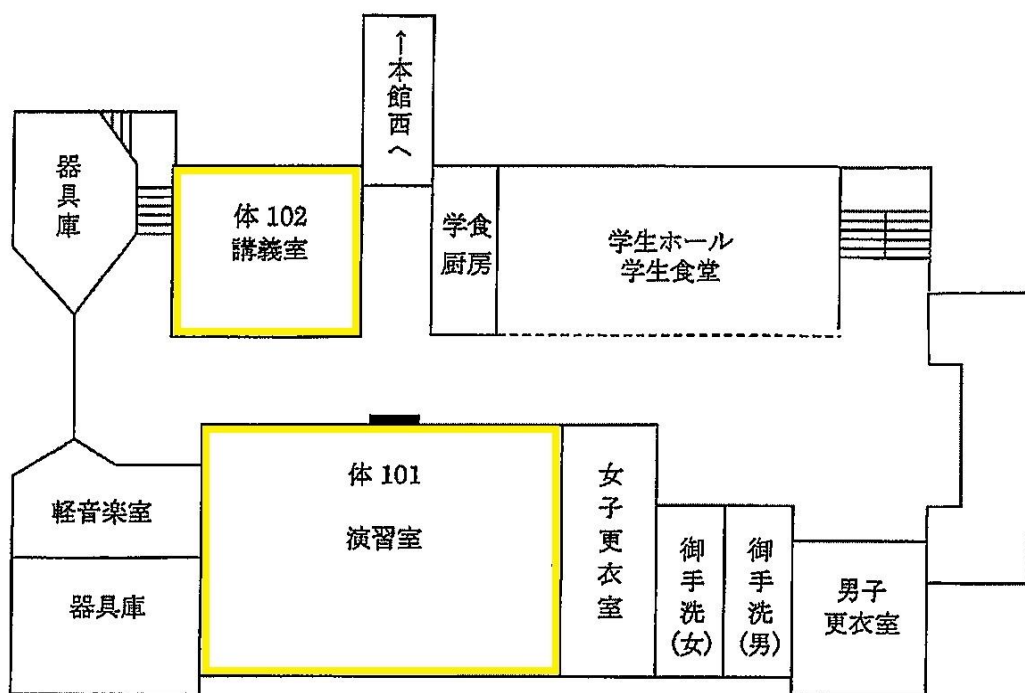
【 4 階 】



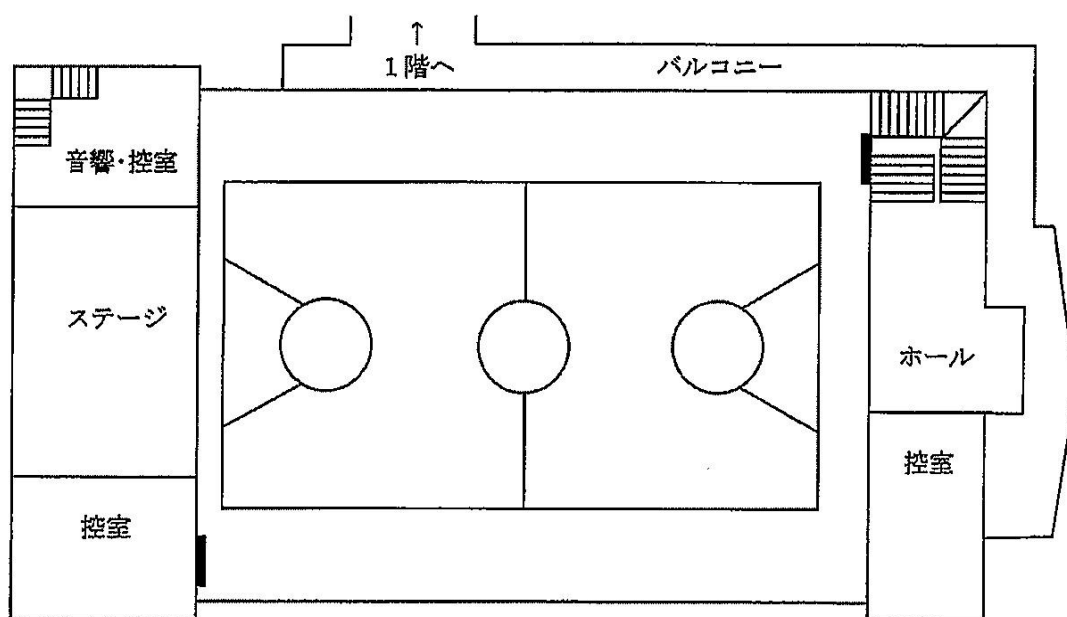
: 専用部分

: 共用部分

4) 体育館：1F、2F、3F (ギャラリー)
【 1 階 】



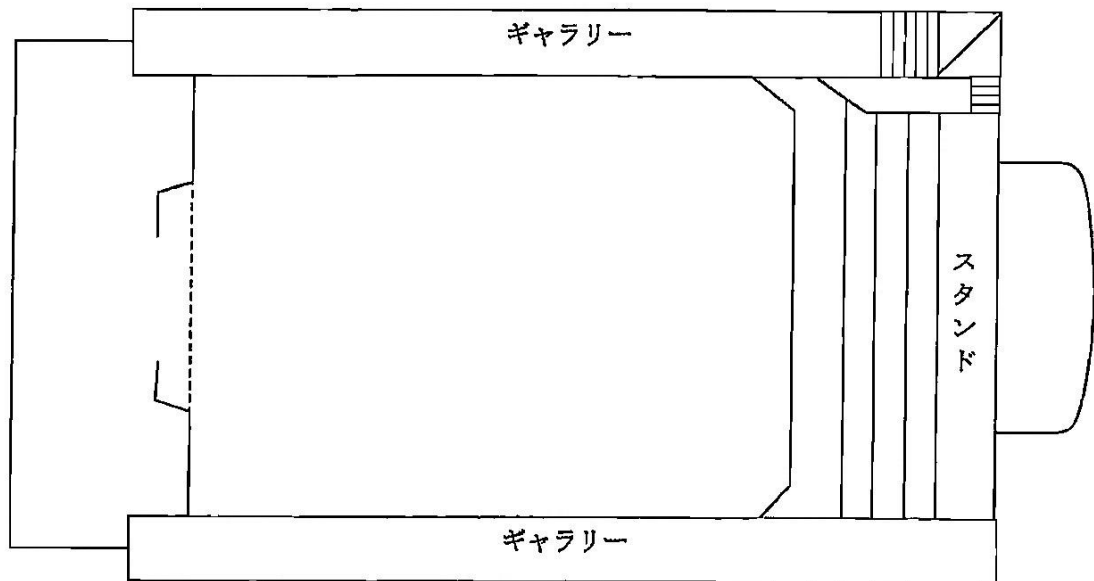
【 2 階 】



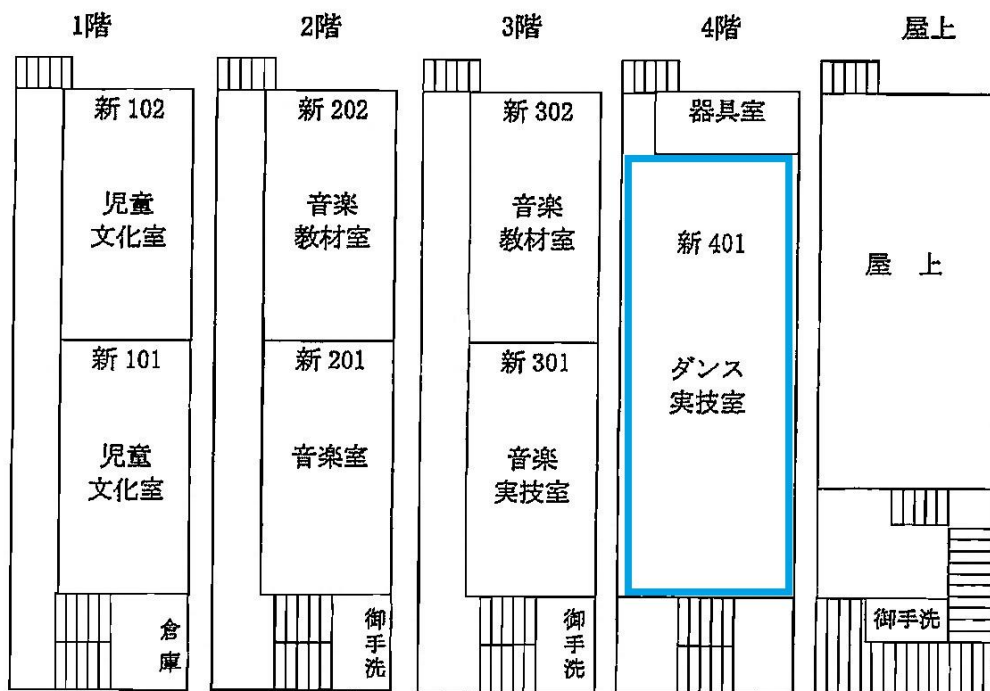
: 専用部分
 : 共用部分

— は消火栓

【 3 階 】



5) 新館：1F～4F、屋上



: 専用部分

: 共用部分

山口短期大学学則

第1章 総 則

(目的)

第1条 本学は、教育基本法及び学校教育法に基づき広い教養と深い専門の学術理論を修め、実際に習熟し、教養高く崇高なる人間愛と社会愛、透徹した論理と円満な人格とを兼ね備えた有為な教員・保育士並びに技術者を養成することを目的とする。

(自己点検・評価)

第2条 本学は、その教育研究水準の向上を図り、前条の目的及び社会的使命を達成するため教育研究活動等の状況について自ら点検及び評価を行う。

2 前項の点検及び評価に関し必要な事項は、別に定める。

(名称)

第3条 本学は、山口短期大学という。

(位置)

第4条 本学は、山口県防府市大字台道字大繁枝11346番の2に置く。

第2章 学 科

(学科・専攻並びに人材養成に関する目的その他の教育研究上の目的)

第5条 本学に児童教育学科、情報メディア学科を置く。

2 児童教育学科に初等教育学専攻及び幼児教育学専攻を置く。

3 前各項の学科及び専攻の人材養成に関する目的その他の教育研究上の目的は、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 児童教育学科 初等教育学専攻

社会的責任を自覚しつつ、教科指導を中核とした実践的素養を身に付けた小学校教諭を育成すると共に、子どもたちの成長を共有していく幼稚園教諭を養成することを目的とする。

(2) 児童教育学科 幼児教育学専攻

社会のニーズを考慮しつつ、協調性とコミュニケーション能力を身に付けた幼稚園教諭を育成すると共に、子どもたちの喜びに共感できる保育士を養成することを目的とする。

(3) 情報メディア学科

多様化する情報化社会において、対応できうる伝達媒体に関する技術を実践的に修得すると共に、個々の感性を活かした情報発信のできるIT基盤の技術者を養成することを目的とする。

(日本語別科)

第5条の2 本学に日本語別科を置く。

2 日本語別科に関し必要な事項は、別に定める。

第3章 修業年限及び学生定員

(修業年限)

第6条 本学の修業年限は2年とし、4年を超えて在学することができない。

2 前項の規定にかかわらず、学長の許可を得て、長期履修学生として在学することができる。

3 長期履修学生に関して必要な事項は、別に定める。

(学生定員)

第7条 学生の定員は、次のとおりとする。

児童教育学科	初等教育学専攻	入学定員	20名	総定員	40名
児童教育学科	幼児教育学専攻	入学定員	40名	総定員	80名
情報メディア学科		入学定員	40名	総定員	80名
計			100名		200名

第4章 学年、学期及び休業日

(学年)

第8条 学年は4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(学期)

第9条 学年を分けて次の2学期とする。

前期 4月1日から9月30日まで

後期 10月1日から翌年3月31日まで

(休業日)

第10条 休業日は次のとおりとする。

(1) 土曜日・日曜日

(2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日

(3) 創立記念日 5月27日

(4) 春季休業日 3月21日から4月4日まで

(5) 夏季休業日 8月10日から9月23日まで

(6) 冬季休業日 12月24日から翌年1月5日まで

2 前項の規定にかかわらず、学長は臨時に休業日を設け、又は休業日を変更することができる。

3 必要がある場合は、休業日の期間中においても実習、補講等の授業を課することがある。

第5章 授業科目及び単位

(授業科目の区分)

第11条 授業科目は、その内容により、次のとおりに分ける。

学 科		科 目	
児童教育学科	初等教育学専攻	基礎教育科目	専門教育科目
	幼児教育学専攻	教職専門科目	
情報メディア学科		基礎教育科目	専門教育科目

(授業科目及び単位数)

第12条 本学の授業科目及び単位数は、別表第1表から別表第3表までのとおりとする。

2 必要があるときは、前項以外の授業科目及び単位数を設けることができる。

(一年間の授業期間)

第13条 一年間の授業を行う期間は、定期試験等の期間を含め、35週にわたることを原則とする。

(授業方法)

第14条 授業は、講義、演習、実験、実習若しくは実技のいずれかにより又はこれらの併用により行うものとする。

2 文部科学大臣が別に定めるところにより、前項の授業を、多様なメディアを利用して、当該授業を行なう教室等以外の場所で履修させることができる。

3 第1項の授業を、外国において履修させることができる。前項の規定により、多様なメディアを利用して、当該授業を行う教室以外の場所で履修させる場合も同様とする。

4 文部科学大臣が別に定めるところにより、第1項の授業の一部を、校舎及び附属施設以外の場所で行うことができる。

(単位の認定及び成績の評価)

第15条 授業科目の履修は単位制とし、単位は試験によるほか出席その他平素の成績を考慮して当該科目担当の教員が認定する。ただし、教育実習の単位は別に定める教育実習委員会によって認定する。

成績評価は、優、良、可、不可をもって表し、可以上を合格とする。

(追試験)

第16条 病気その他止むを得ない事情により、定期試験を受験できなかった者は、別に定めるところにより、追試験を受験することができる。

(履修方法)

第17条 下記により、児童教育学科は68単位以上を、情報メディア学科は66単位以上を修得しなければならない。

児童教育学科

初等教育学専攻（別表第1表・別表第2表の1）

必修科目 40単位

内訳

基礎教育科目 8単位

専門教育科目 32単位

選択科目 28単位以上

内訳

基礎教育科目 8単位以上

専門教育科目 20単位以上

幼児教育学専攻（別表第1表・別表第2表の2）

必修科目 38単位

内訳

基礎教育科目 8単位

専門教育科目 30単位

選択科目 30単位以上

内訳

基礎教育科目 8単位以上

専門教育科目 22単位以上

情報メディア学科（別表第1表・別表第3表）

必修科目 28単位

内訳

基礎教育科目 8 単位

専門教育科目 20 単位

選択科目 38 単位以上

内訳

基礎教育科目 8 単位以上

専門教育科目 30 単位以上

- 2 学生が各年次にわたって適切に授業科目を履修するため、卒業の要件として学生が修得すべき単位数について、学生が1年間に履修科目として登録できる単位数の上限は、50単位とする。ただし、次条に定める免許・資格の修得及び各学科における独自の資格取得にのみ必要な授業科目については、履修登録できる単位数の上限対象とはしない。
- 3 学生が在学する学科・専攻以外の本学の学科・専攻の授業科目を履修することを希望する場合、学長は教育上有益と認めるときは、30単位以内に限り履修登録を許可することができる。この履修した授業科目の修得単位については、在学する学科の卒業に必要な単位に算入することができる。

(資格の修得)

第18条 児童教育学科初等教育学専攻において教育職員免許法（昭和24年法律第147号）及び同法施行規則（昭和29年文部省令第26号）の定めるところにより小学校教諭二種免許状を得ようとする者は、別表第2表の1に指定する単位を修得しなければならない。

また、同時に幼稚園教諭二種免許状を得ようとする者は、さらに別表第2表の1（付表）に指定する単位を修得しなければならない。

- 2 児童教育学科幼児教育学専攻において教育職員免許法（昭和24年法律第147号）及び同法施行規則（昭和29年文部省令第26号）の定めるところにより、幼稚園教諭二種免許状を得ようとする者は、別表第2表の2に指定する単位を修得しなければならない。
- 3 児童教育学科幼児教育学専攻において、児童福祉法及び同法施行規則に定めるところにより、保育士の資格を得ようとする者は、別表第2表の2備考に指定する単位を修得しなければならない。

(単位の計算方法)

第19条 授業科目の単位計算方法は、1単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、授業の方法に応じ、当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮して、次の基準により計算するものとする。

- (1) 講義については、15時間の授業をもって1単位とする。ただし、別に定める授業科目については30時間の授業をもって1単位とする。
- (2) 演習については、30時間の授業をもって1単位とする。ただし、別に定める授業科目については15時間の授業をもって1単位とする。
- (3) 実験、実習及び実技については、45時間の授業をもって1単位とする。

(入学前既修得単位の取扱い)

第20条 短期大学又は大学で修得した単位については、教育上有益と認めるときは、履修したものとし認定することができる。

- 2 前項の単位認定は、合計30単位を超えない範囲で行うことができる。ただし、第21条の認

定単位数と合わせて30単位を超えることはできない。

3 前各項の単位認定の取扱いについては、別に定める。

(他の大学における授業科目の履修及び短期大学又は大学以外の教育施設等における学修の単位の取扱い)

第21条 本学は、教育上有益と認めるときは、他の大学との協議により、学生が当該他の大学で履修した科目を本学において履修した単位とみなすことができる。

2 本学は、教育上有益と認めるときは、学生が行う短期大学又は高等専門学校の専攻科における学修その他文部科学大臣が別に定める学修を本学における授業科目を履修したものとして認定することができる。

3 第1項及び第2項の単位認定は、合わせて30単位を超えない範囲で行うことができる。ただし、第20条の認定単位数と合わせて30単位を超えることができない。

4 前各項の単位認定の取扱いについては、別に定める。

第6章 卒業及び資格取得

(卒業認定及び学位)

第22条 本学に2年以上在学し、第17条に定める授業科目を履修し、所定の単位を修得した者については、教授会の議を経て学長が卒業を認定する。

2 前項の規定により卒業した者には、本学学位規程の定めるところにより、学長は短期大学士の学位記を交付するものとする。

3 短期大学士の学位には、専攻分野を付記するものとする。

4 前項の規定により専攻分野を付記した短期大学士の学位の名称は、学科ごとに次のとおりとする。

児童教育学科 短期大学士（教育学）

情報メディア学科 短期大学士（情報学）

5 学位を授与された者が、その学位の名称を用いるときは、本学の名称を次のとおり付記する。

短期大学士（専攻分野）（山口短期大学）

6 第1項の規定による卒業の要件として修得すべき単位数のうち、第14条第2項の授業の方法により修得する単位数は、30単位を超えないものとする。

(資格の取得)

第23条 児童教育学科を卒業した者のうち、第18条第1項に定める単位を修得した者は、小学校教諭二種免許状及び幼稚園教諭二種免許状を取得することができる。

2 児童教育学科を卒業した者のうち、第18条第2項に定める単位を修得した者は、幼稚園教諭二種免許状を取得することができる。

3 児童教育学科を卒業した者のうち、第18条第3項に定める単位を修得した者は、保育士資格を取得することができる。

第7章 入 学

(入学の時期)

第24条 入学の時期は、学年の始めとする。

(入学資格)

第25条 本学に入学を志願することのできる者は、次の各号の一に該当する者とする。

(1) 中等教育学校又は高等学校を卒業した者

(2) 通常の課程による12年の学校教育を修了した者(通常の課程以外の課程により、これに相当する学校教育を修了した者を含む。)

(3) 専修学校の高等課程(修業年限が3年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。)で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者

(4) 外国において学校教育における12年の課程を修了した者又はこれに準ずる者で文部科学大臣の指定した者

(5) 文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有する者として認定した在外教育施設の当該課程を修了した者

(6) 文部科学大臣の指定した者

(7) 高等学校卒業程度認定試験規則(平成17年文部科学省令第1号)による高等学校卒業程度認定試験に合格した者(大学入学資格検定規程(昭和26年文部省令第13号)による大学入学資格検定に合格した者を含む。)

(入学願)

第26条 本学に入学を志願する者は、所定の期日までに、入学願書の提出その他必要な手続きをしなければならない。

(入学試験)

第27条 入学志願者に対しては、選抜試験を行う。

(入学許可)

第28条 選抜試験に合格した者に対して学長は入学を許可する。

(入学手続き)

第29条 入学を許可された者は、所定の期日までに、本学所定の入学手続きをしなければならない。

2 前項の手続きをしないときは、入学許可を学長は取り消すことができる。

(保証人)

第30条 保証人は保護者又はこれに代わるべき者で、独立の生計を営み、保証人としての責務を確実に果たし得るものでなければならない。学生が保証人を変更しようとするときは、新旧保証人の連署をもって、また、保証人の住所氏名等の変更があったときはその旨を学長に直ちに届け出なければならない。

(転入学)

第31条 他の短期大学から本学に転入学を志望する者があるときは、本学に欠員がある場合限り、学長は選考の上これを許可することができる。

(単位の認定)

第32条 前条の規定により、転入学を許可された者が以前に在学した短期大学における履修科目とその単位については、その一部又は全部を本学における授業科目及び単位数として換算又は認定することができる。

(再入学)

第33条 本学学則第39条により退学した者が1年以内に再入学を願い出たときは、その理由

によって学長は許可することができる。ただし、入学の時期は学年の始めとする。

第8章 転学、転科、休学、退学及び除籍

(転学)

第34条 本学から他の短期大学に転学を希望する者があるときは、学長の許可を受けなければならない。

(転科)

第35条 転科は原則として許可しない。ただし、特別の事情があるときは、学年の始めに限り選考の上学長はこれを許可することができる。

(休学)

第36条 病気、その他やむを得ない事由により、引き続き3カ月以上欠席しようとする者は、保証人連署の上願い出て学長の許可を受けなければならない。ただし、病気の場合は、医師の診断書を添えなければならない。

(休学期間)

第37条 休学の期間は、1年を超えることができない。ただし、特別の理由があるときは、学長の許可を得て、更に1年以内に限り休学することができる。

2 休学の期間は、第6条に定める在学期間に算入しない。

(復学)

第38条 休学者が復学しようとするときは、保証人連署の上願い出て学長の許可を受けなければならない。

(退学)

第39条 退学しようとする者は、その理由を具して、保証人連署の上願い出て学長の許可を受けなければならない。

(除籍)

第40条 次の各号の一に該当する者は、教授会の議を経て学長が除籍することができる。

- (1) 第6条に規定する在学期間を超える者
- (2) 第37条に規定する休学期間を超える者
- (3) 病気その他の理由で成業の見込みがないと認めた者
- (4) 授業料等の納付の義務を怠り、督促を受けてもなお納付しない者
- (5) 死亡又は長期間にわたり行方不明の者

第9章 入学検定料、入学金及び授業料

(入学検定料)

第41条 本学に入学を志願する者は、入学願書に添えて入学検定料2万5千円を納めなければならない。

(入学金)

第42条 入学を許可された者は、定められた期日までに、所定の入学金20万円を納めなければならない。

2 前項の入学金を納めないときは、入学許可を取り消すことができる。

(授業料)

第43条 授業料は、次のとおりとする。

児童教育学科 520,000円（年額）

情報メディア学科 560,000円（年額）

（実験実習費）

第44条 実験実習費は、次のとおりとする。

児童教育学科 100,000円（年額）

情報メディア学科 140,000円（年額）

（授業料等の返還）

第45条 既納の入学検定料、入学金及び授業料等はいかなる事情があっても返還しない。ただし、納付後に休学した者の既納の授業料等については、第48条により免除される額を返還する。

（授業料等の延納）

第46条 経済的理由で授業料等を延納しなければならないときは、直ちにその旨を願い出て許可を受けなければならない。

（退学・除籍及び停学の場合の授業料等）

第47条 学期の途中で退学し又は除籍された者は該当期分の授業料等は徴収する。

2 停学期間中の授業料等は徴収する。

（休学中の授業料等）

第48条 休学を許可された者については休学した月の翌月から復学した月の前月までの授業料等を免除する。

第10章 科目等履修生、外国人学生及び社会人学生

（科目等履修生）

第49条 本学における授業科目の一部を選択履修しようとする者があるときは、選考の上学長は科目等履修生として入学を許可することができる。

（外国人学生等）

第50条 外国人で入学しようとする者があるときは、選考の上学長は外国人学生として入学を許可することができる。

（社会人学生）

第51条 社会人で大学において教育を受けることを目的として、本学に入学を志願する者があるときは、選考の上学長は社会人学生として入学を許可することができる。

（その他の細則）

第52条 科目等履修生、外国人学生及び社会人学生に関する規程は別に定める。

第11章 公開講座

（公開講座）

第53条 本学は臨時に公開講座を開設することができる。

（その他の細則）

第54条 公開講座に関する規程は別に定める。

第12章 賞 罰

(表彰)

第55条 本学学生で、特に他の模範となる者は、教授会の議を経て学長はこれを表彰することができる。

(懲戒)

第56条 学長及び教員は、この学則その他定められたる諸規則を守らず、その本分に反した行為のあった本学学生に懲戒を加えるに当たっては、教育上必要な配慮を行わなければならない。

2 懲戒のうち、退学、停学及び訓告の処分は、教授会の議を経て学長が行う。

3 前項の退学は、次の各号のいずれかに該当する学生に対して行うことができる。

(1) 性行不良で改善の見込みがないと認められる者

(2) 学力劣等で成業の見込みがないと認められる者

(3) 正当な理由がなくて出席常でない者

(4) 学校の秩序を乱し、その他学生としての本分に反した者

4 懲戒の手続き等に関する事項は、別に定める。

第13章 職員組織

(職員)

第57条 本学に学長、副学長、教授、准教授、講師、助教、助手、事務職員、教務職員、技術職員及びその他の職員を置く。

(教授会)

第58条 本学に教授会を置く。

教授会は、学長、副学長、教授、准教授、専任の講師及び助教をもって組織する。

(任務)

第59条 教授会は、学長が次に掲げる事項について決定を行うに当たり意見を述べるものとする。

(1) 学生の入学、卒業および課程の修了

(2) 学位の授与

(3) 前2号に掲げるもののほか、教育研究に関する重要な事項で、教授会の意見を聴くことが必要なものとして学長が定めるもの

2 教授会は、前項に規定するもののほか、学長及びその他の教授会が置かれている組織の長（以下「学長等」という。）がつかさどる教育研究に関する事項について審議し、及び学長等の求めに応じ意見を述べることができる。

3 教授会の運営等について必要な事項は、別に定める。

第14章 附属施設

(附属図書館)

第60条 本学に附属図書館を置く。

2 附属図書館に関する規程は別に定める。

(附属学術研究所)

第61条 本学に附属学術研究所を置く。

2 附属学術研究所に関する規程は別に定める。

(医務室)

第62条 本学に医務室を置き、教職員及び学生の健康管理を行う。

第15章 補 足

(細則)

第63条 この学則の実施に関し、必要な細則は別に定める。

附 則

この学則は、昭和42年4月1日から施行する。

附 則

この改正学則は、昭和44年4月1日から施行する。

附 則

この改正学則は、昭和47年4月20日から施行する。

附 則

この改正学則は、昭和47年6月1日から施行する。

附 則

この改正学則は、昭和48年4月1日から施行する。

附 則

この改正学則は、昭和51年4月1日から施行する。

附 則

この改正学則は、昭和52年4月1日から施行する。

附 則

この改正学則は、昭和53年4月1日から施行する。

附 則

この改正学則は、昭和54年4月1日から施行する。

附 則

この改正学則は、昭和55年4月1日から施行する。

附 則

この改正学則は、昭和56年4月1日から施行する。

附 則

この改正学則は、昭和57年4月1日から施行する。

附 則

この改正学則は、昭和58年4月1日から施行する。

附 則

この改正学則は、昭和59年4月1日から施行する。

附 則

この改正学則は、昭和60年4月1日から施行する。

附 則

この改正学則は、昭和61年4月1日から施行する。

附 則

この改正学則は、昭和62年4月1日から施行する。

附 則

この改正学則は、昭和63年4月1日から施行する。

附 則

この改正学則は、平成元年4月1日から施行する。

附 則

この改正学則は、平成2年4月1日から施行する。

附 則

この改正学則は、平成3年4月1日から施行する。

附 則

この改正学則は、平成4年4月1日から施行する。

附 則

この改正学則は、平成5年4月1日から施行する。

附 則

この改正学則は、平成6年4月1日から施行する。

附 則

この改正学則は、平成8年4月1日から施行する。

附 則

この改正学則は、平成9年4月1日から施行する。

附 則

この改正学則は、平成11年4月1日から施行する。

附 則

この改正学則は、平成12年4月1日から施行する。

附 則

この改正学則は、平成14年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この改正学則は、平成18年4月1日から施行する。
- 2 平成17年度以前に入学者に対する改正後の適用については、なお従前の例による。
- 3 転入学生及び再入学生については、その者が入学した年次の学生に適応される規定を適用する。

附 則

この改正学則は、平成17年12月1日から施行し、平成17年10月1日から適用する。

附 則

- 1 この改正学則は、平成17年12月1日から施行する。
- 2 平成18年度以前に入学者に対する改正後の適用については、なお従前の例による。
- 3 転入学生及び再入学生については、その者が入学した年次の学生に適応される規定を適用する。

附 則

この改正学則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この改正学則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この改正学則は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この改正学則は、平成22年4月1日から施行する。
- 2 平成21年度以前入学者に対する改正後の別表第2表の1、別表第2表の1（付表）、別表第2表の2及び別表第4表の規定の適用については、なお従前の例による。
- 3 転入学者及び再入学者については、その者が入学した年次の学生に適用される規定を適用する。

附 則

- 1 この改正学則は、平成23年4月1日から施行する。
- 2 平成23年度以前入学者に対する改正後の適用については、なお従前の例による。
- 3 転入学者及び再入学者については、その者が入学した年次の学生に適用される規定を適用する。

附 則

- 1 この改正学則は、平成24年4月1日から施行する。
- 2 平成23年度以前入学者に対する改正後の適用については、なお従前の例による。
- 3 転入学者及び再入学者については、その者が入学した年次の学生に適用される規定を適用する。

附 則

- 1 この改正学則は、平成26年4月1日から施行する。
- 2 平成25年度以前入学者に対する改正後の別表第1表、別表第2表の1及び別表第2表の2の規定の適用については、なお従前の例による。
- 3 転入学者及び再入学者については、その者が入学した年次の学生に適用される規定を適用する。

附 則

- 1 この改正学則は、平成27年4月1日から施行する。
- 2 平成26年度以前入学者に対する改正後の別表第3表の規定の適用については、なお従前の例による。
- 3 転入学者及び再入学者については、その者が入学した年次の学生に適用される規定を適用する。

附 則

- 1 この改正学則は、平成30年4月1日から施行する。
- 2 平成29年度以前入学者に対する改正後の別表第2表の1、別表第2表の2の適用については、なお従前の例による。
- 3 転入者及び再入学者については、その者が入学した年次の学生に適用される規定を適用する。

附 則

- 1 この改正学則は、平成31年4月1日から施行する。
- 2 平成30年度以前入学者に対する改正後の別表第2表の2の規程については、なお、従前の例による。
- 3 転入者及び再入学者については、その者が入学した年次の学生に適用される規定を適用する。

附 則

この改正学則は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この改正学則は、平成31年4月1日から施行する。
- 2 第7条に規定する学生の定員は、同条の規定にかかわらず、平成31年度までの間は、次のとおりとする。

- 3 転入者及び再入学者については、その者が入学した年次の学生に適用される規定を適用する。

学 科 \ 年 度	平成31年度		平成32年度	
	入学定員	総定員	入学定員	総定員
児童教育学科 初等教育学専攻	30名	80名	30名	60名
児童教育学科 幼児教育学専攻	50名	100名	50名	100名
情報メディア学科	40名	90名	40名	80名
計	120名	270名	120名	240名

附 則

- この改正学則は、平成31年4月1日から施行する。
- 平成30年度以前入学者に対する改正後の別表の適用については、なお従前の例による。
- 転入者及び再入学者については、その者が入学した年次の学生に適用される規定を適用する。

附 則

この改正学則は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

- この改正学則は、令和3年4月1日から施行する。
- 令和2年度以前入学者に対する改正後の別表第1表の適用については、なお従前の例による。
- 転入者及び再入学者については、その者が入学した年次の学生に適用される規定を適用する。

附 則

- この改正学則は、令和4年4月1日から施行する。
- 令和3年度以前入学者に対する改正後の別表第2表の1、別表第2表の1（付表）、別表第2表の2の適用については、なお従前の例による。
- 転入者及び再入学者については、その者が入学した年次の学生に適用される規定を適用する。

附 則

- この改正学則は、令和7年4月1日から施行する。
- 第7条に規定する学生定員は、同条の規定にかかわらず、令和8年度までの間は、次のとおりとする。

学 科 \ 年 度	令和7年度		令和8年度	
	入学定員	総定員	入学定員	総定員
児童教育学科 初等教育学専攻	20名	50名	20名	40名
児童教育学科 幼児教育学専攻	50名	100名	40名	90名
情報メディア学科	40名	80名	40名	80名
計	110名	230名	100名	210名

- 令和6年度以前入学者に対する改正後の第17条第3項及び別表第3表の適用については、なお従前の例による。
- 転入者及び再入学者については、その者が入学した年次の学生に適用される規定を適用する。

附 則

- この改正学則は、令和8年4月1日から施行する。
- 第7条に規定する学生定員は、同条の規定にかかわらず、令和9年度までの間は、次のとおりとする。

学 科 \ 年 度	令和8年度		令和9年度	
	入学定員	総定員	入学定員	総定員
児童教育学科 初等教育学専攻	20名	40名	20名	40名
児童教育学科 幼児教育学専攻	40名	90名	40名	80名

情報メディア学科	40名	80名	40名	80名
計	100名	210名	100名	200名

附 則

- 1 この改正学則は、令和8年4月1日から施行する。ただし、第17条第3項の規定は令和7年4月1日から適用する。なお令和6年度以前の入学者に対する適用は、なお従前の例による。
- 2 令和7年度以前入学者に対する改正後の別表第2表の2の適用については、なお従前の例による。
- 3 転入者及び再入学者については、その者が入学した年次の学生に適用される規定を適用する。

別表第1表

科目 区分	授 業 科 目		必修	選択	備 考
基 礎 教 育 科 目	人文	宗教学		2	小学校・幼稚園教諭免許を取得する者は、日本国憲法2単位を修得する。 小学校・幼稚園教諭免許を取得する者並びに情報メディア学科生は、データサイエンス入門2単位を修得する。
		生活と芸術		2	
		余暇生活論		2	
		比較文化概説		2	
	社会	日本国憲法		2	
		現代社会問題 行動科学		2 2	
	自然	物理学		2	
		生物学 データサイエンス入門		2 2	
育 科 目	総合	学問と人間の探求	2		
		国際交流 言葉とコミュニケーション	2	2	
	外国語	英語会話	2		
		ハングル 日本語(留学生対象)		2 2	
	保健 体育	健康科学 スポーツ教育	1 1		
合 計			8	26	

別表第2表の1 (児童教育学科初等教育学専攻)

科目区分	授 業 科 目		必修	選択	備 考	
専 門 教 育 科 目	国語	国語（書写を含む。） 国語表現学	2 2		小学校教諭免許を取得する者は、○印のうちから2科目以上を修得する。	
	社会			○2		
	算数			○2		
	理科			○2		
	生活			○2		
	音楽	音楽 声楽 器楽Ⅰ 器楽Ⅱ	2 1 1	1		
	図画 工作	図画工作 工芸	2 2		小学校教諭免許を取得する者は、○印のうちから2科目以上を修得する。	
	体育	体育Ⅰ 体育Ⅱ リズム運動	2 1	1		
	家庭			○2		
	外国語			□2		
	特別講義 卒業研究		2	2		
	小 計		17	16		
	教 育 科 目	現代教師論		2		小学校教諭免許を取得する者は、□印を必修する。
		学校教育の制度と経営			□2	
		教育原論 教育心理学 児童心理学	2 2	2		
		初等教育課程論			□2	小学校教諭免許を取得する者は、△印のうちから2科目以上を修得する。
		教科 の 指 導 法	国語科指導法	2	△2	
			社会科指導法		△2	
			算数科指導法		△2	
			理科指導法		△2	
			生活科指導法		△2	
			音楽科指導法	2		
			図画工作科指導法	2		
			体育科指導法	2		
			家庭科指導法		△2	
		道徳の理論と指導法		1		
		総合的な学習の時間の指導法			□1	
		特別活動の指導法			□1	
		外国語指導法			□2	
		教育方法学			□1	
		情報通信技術を活用した教育の理論及び方法			□1	
		情報処理実習Ⅰ			□1	
		情報処理実習Ⅱ			□1	
		プログラミング教育			2	
		進路指導の理論と指導法			□2	
		生徒指導と教育相談			□2	
		特別支援教育			□2	
		ボランティア実習			□2	
		教育実習指導			□1	
		教育実習			□4	
		学校体験活動			□1	
		教職実習演習（小学校）			□2	
		小 計		15	42	
合 計		32	58			

別表第2表の1 (児童教育学科初等教育学専攻)

(付表)

科目区分	授 業 科 目		必修	選択	備 考
専 門 教 育 科 目	幼児と健康			△2	幼稚園教諭免許を取得しようとする者は、△印の科目を全て修得する。ただし、学則第17条の児童教育学科初等教育学専攻の卒業単位には含まれない。
	幼児と人間関係			△1	
	幼児と環境			△1	
	幼児と言葉			△1	
	幼児と音楽表現			△1	
	幼児と造形表現			△2	
	幼児教育課程論			△2	
	幼児指導法			△2	
	保育 内容 演習	保育内容の指導法（健康）		△2	
		保育内容の指導法(人間関係)		△1	
		保育内容の指導法（環境）		△1	
		保育内容の指導法（言葉）		△2	
		保育内容の指導法(表現 I (音楽・造形))		△2	
	幼児理解と教育相談			△2	
	保育・教職実践演習（幼稚園）			△2	
	小 計			24	

別表第2表の2 (児童教育学科幼児教育学専攻)

[illegible]

別表第3表 (情報メディア学科)

科目区分		授 業 科 目	単位	備 考
専 門 教 育 科 目	必 修 科 目	情報科学概論	2	選択科目を30単位以上修得する。
		情報モラルとセキュリティ	2	
		情報数学	2	
		オペレーティングシステム	2	
		コンピュータの仕組み	2	
		プログラミング基礎	4	
		プレゼンテーション技術	2	
		工学リテラシー	2	
		卒業研究	2	
	小 計		20	
	選 択 科 目	情報と職業	2	
		情報数学応用	2	
		プログラミング応用	2	
		アルゴリズム	2	
		エレクトロニクス基礎	2	
		マイクロコンピュータ工学	2	
		通信ネットワーク	2	
		WEBコンテンツ制作	2	
		WEBデザイン基礎	2	
		WEBデザイン総合演習	1	
		データベースⅠ	2	
		データベースⅡ	2	
		J a v a 演習Ⅰ	2	
		J a v a 演習Ⅱ	2	
		メディアリテラシー	2	
		画像処理	2	
		コンピュータグラフィックスⅠ	2	
		コンピュータグラフィックスⅡ	2	
		メディアコンテンツ制作	2	
		OA演習	2	
		中小企業会計学	2	
ビジネス演習		2		
特別講義Ⅰ		2		
特別講義Ⅱ		2		
WEBアニメーション	2			
キャリア教育	2			
ソフトウェア設計	2			
デジタル回路	2			
ロボット製作演習	2			
小 計		57		
合 計		77		

変更事項を記載した書類

1 変更事項

(1) 収容定員に係る学則の変更

児童教育学科幼児教育学科専攻の入学定員及び収容定員の削減について

2 変更点

(1) 児童教育学科幼児教育学科専攻の入学定員 50 名を 40 名に、収容定員 100 名を 80 名に削減する。

本学学則第 7 条に記載の学生定員を次のとおりとする。

学 科	専 攻	現 在		変更後	
		入学定員	収容定員	入学定員	収容定員
児童教育学科	初等教育学専攻	20 名	40 名	20 名	40 名
	幼児教育学専攻	50 名	100 名	40 名	80 名
情報メディア学科		40 名	80 名	40 名	80 名

山 口 短 期 大 学 学 則 新 旧 対 照 表

新

山口短期大学学則

第1章 総則

第1条～第6条 (略)

(学生定員)

第7条 学生の定員は、次のとおりとする。

児童教育学科 初等教育学専攻 入学定員 20名 総定員 40名

児童教育学科 幼児教育学専攻 入学定員 40名 総定員 80名

情報メディア学科 入学定員 40名 総定員 80名

計 100名 200名

第8条～第63条 (略)

附 則

1 この改正学則は、令和7年4月1日から施行する。

2 第7条に規定する学生定員は、同条の規定にかかわらず、令和8年度までの間は、次のとおりとする。

年 度 学 科	令和7年度		令和8年度	
	入学定員	総定員	入学定員	総定員
児童教育学科 初等教育学専攻	20名	50名	20名	40名
児童教育学科 幼児教育学専攻	50名	100名	<u>40名</u>	<u>90名</u>
情報メディア学科	40名	80名	40名	80名
計	110名	230名	<u>100名</u>	<u>210名</u>

附 則

1 この改正学則は、令和8年4月1日から施行する。

2 第7条に規定する学生定員は、同条の規定にかかわらず、令和9年度までの間は、次のとおりとする。

年 度 学 科	令和8年度		令和9年度	
	入学定員	総定員	入学定員	総定員
児童教育学科 初等教育学専攻	<u>20名</u>	<u>50名</u>	<u>20名</u>	<u>40名</u>
児童教育学科 幼児教育学専攻	<u>40名</u>	<u>90名</u>	<u>40名</u>	<u>80名</u>
情報メディア学科	<u>40名</u>	<u>80名</u>	<u>40名</u>	<u>80名</u>
計	<u>100名</u>	<u>210名</u>	<u>100名</u>	<u>200名</u>

別表第1表 (略)

別表第2表の1 (児童教育学科初等教育学専攻) (略)

別表第2表の1 (児童教育学科初等教育学専攻) (付表) (略)

別表第2表の2 (児童教育学科幼児教育学専攻) (略)

別表第3表 (情報メディア学科) (略)

旧

山口短期大学学則

第1章 総則

第1条～第6条 (略)

(学生定員)

第7条 学生の定員は、次のとおりとする。

児童教育学科 初等教育学専攻 入学定員 20名 総定員 40名

児童教育学科 幼児教育学専攻 入学定員 50名 総定員 100名

情報メディア学科 入学定員 40名 総定員 80名

計 110名 220名

第8条～第63条 (略)

附 則

1 この改正学則は、令和7年4月1日から施行する。

2 第7条に規定する学生定員は、同条の規定にかかわらず、令和8年度までの間は、次のとおりとする。

年 度 学 科	令和7年度		令和8年度	
	入学定員	総定員	入学定員	総定員
児童教育学科 初等教育学専攻	20名	50名	20名	40名
児童教育学科 幼児教育学専攻	50名	100名	<u>50名</u>	<u>100名</u>
情報メディア学科	40名	80名	40名	80名
計	110名	230名	<u>110名</u>	<u>220名</u>

別表第1表 (略)

別表第2表の1 (児童教育学科初等教育学専攻) (略)

別表第2表の1 (児童教育学科初等教育学専攻) (付表) (略)

別表第2表の2 (児童教育学科幼児教育学専攻) (略)

別表第3表 (情報メディア学科) (略)

学則の変更の趣旨等を記載した書類

1 収容定員に係る学則変更の趣旨

(1) 学則変更（収容定員変更）の内容

山口短期大学では令和7年度から令和9年度に掛けて計画的に児童教育学科の入学定員の適正化を図っている。令和7年4月1日から初等教育学専攻の入学定員の30人を20人に削減を実施（令和6年12月25日届出済）。令和8年4月1日からは幼児教育学専攻の入学定員の50人を40人に削減を行い、収容定員100人を80人に削減するものです。

入学定員及び総定員の移行状況（令和6年度から令和9年度）

年度	児童教育学科				情報メディア学科		合 計	
	初等教育学専攻		幼児教育学専攻		入学定員	総定員	入学定員	総定員
	入学定員	総定員	入学定員	総定員				
令和6年度	30人	60人	50人	100人	40人	80人	120人	240人
令和7年度	20人 (-10)	50人 (-10)	50人	100人	40人	80人	110人 (-10)	230人 (-10)
令和8年度	20人	40人 (-10)	40人 (-10)	90人 (-10)	40人	80人	100人 (-10)	210人 (-20)
令和9年度	20人	40人	40人	80人 (-10)	40人	80人	100人	200人 (-10)
増減数 (令和6年度 と令和9年度 比較)	-10	-20	-10	-20	0	0	-20	-40

* () 内の数値は対前年比較

(2) 学則変更（収容定員変更）の必要性

本法人は、平成19年度以降定員未充足となっており、このため経常収支差額が支出超過となり、これまで蓄えていた資金を取り崩しながら、厳しい経営状況を保ってきた。ここまで収支悪化し続けた大きな要因は、在籍者数の減少による学納金、奨学金給付による学納金収入の減少や補助金収入の低下とその他収入の変動に対しての支出抑制が追い付いていないことにある。

このような中、これまで定員を満たしていなかった情報メディア学科はコロナ

禍後、留学生の受け入れが再開することで定員を満たすようになった反面、児童教育学科において入学者が急激に減少し、これまで描いてきた経営戦略を大幅に練り直す必要性に迫られている。この要因の一つには教員・保育者を目指す学生の減少が考えられる。しかし、これは本学に限った事ではなく、全国的に教員・保育者養成校の志願者は減少する傾向がみられ、本学においても特に顕著である。この傾向以外にも本学に何かしらの問題点があると考えられることから、この問題点を分析し対応していくことが喫緊の課題である。

本学での過去5か年における学科・専攻毎の定員充足率を詳細に見ていくと、令和2年度に児童教育学初等教育学専攻で、入学定員充足率40%、収容定員充足率48%と初等教育学専攻のみで定員充足率50%割れとなった。翌年の令和3年度も初等教育学専攻で定員50%割れとなり、情報メディア学科定員40人に対して16人、入学定員充足率40%となり、大学入学定員120人に対して54人、入学定員充足率は45%であった。翌年からの令和4年度、令和5年度はいずれの学科・専攻の入学及び収容定員充足率も50%以上であった。令和6年度は児童教育学初等教育学専攻30人に対して11人、幼児教育学専攻入学定員50人に対して16人となり、いずれの専攻課程においても入学定員充足率が50%を割り、収容定員においても50%を割り、児童教育学科で入学定員80人に対して27人、入学定員充足率34%、収容定員160人に対して70人、収容定員充足率44%となった。

本学のある山口県においては、18歳人口は中国地方での減少率が最も高く、高校卒業者の大学等進学率は43.7%、就職者の割合は27%であり、更に県内の大学・短期大学の入学率は30%、短期大学ともなれば11%程度である。入学生の出身者の5割弱が山口県内であり、隣県の島根県と合わせて5割程度である。更に競合する教育学・保育学関係短期大学が県内に4校（近隣は2校）あることを考えれば、収容定員の適正化を判断するには、収容定員を減らすことしか考える余地はなく、財政面を考慮すれば、優先事項として収容人員を増加させるしかないという現状である。

令和6年度の幼児教育学専攻における入学者数の減少が著しく、加えて初等教育学専攻でも入学者数の減少により、今後も児童教育学科における入学定員の大幅な改善には至らないと判断、入学定員の削減を行った上で学生確保対策を実施していく必要があると判断された。

このような現状を受けて、令和7年度から令和11年度の経営改善計画として、令和7年度に児童教育学科初等教育学専攻の入学定員を10人削減（実施済）、令和8年度に児童教育学科幼児教育学専攻の入学定員10人の削減を行い、段階的に収容定員を削減し、3年後には児童教育学科の収容定員160人を40人削減し120人とする計画である。この計画の2年目に当たる令和8年度施行の学則変更である。計画3年目の令和9年度には収容定員の削減が完了し、この時点の在学者数の収容定員に対する割合が重要な判断の目安となることから、在籍者数の目

標値として児童教育学科在籍者数 91 人、収容定員充足率 75.8%を目標値と設定している。【資料 2】「児童教育学科学生数推移・数値目標」参照)

この時の判断として収容定員充足率が 50%以下の場合には、両専攻課程の見直し、定員減、統合等の更なる改善を検討するが、学科募集停止とならないように目標達成に向けて教職員一丸となって計画に基づき経営改善に取り組んで行く必要がある。

財務状況については、依然としてマイナスが大きい状況である。今後、収入を増加させるためには、入学者数を増やすことで学納金収入の増加を図ることが優先事項となる。また、支出面では学納金収入に対しての奨学金の比率が 36%以上と、以前として高い水準にあるため、引き続き適正な奨学金の在り方を検討するとともに削減を行っていく。

計画 1 年目に当たる令和 7 年度は、児童教育学科初等教育学専攻入学定員 20 人に対して 19 人、幼児教育学専攻入学定員 50 人に対して 40 人、情報メディア学科入学定員 40 人に対して 50 人となり、いずれの学科・専攻の入学及び収容定員充足率も 50%以上となり、当初の目標を達成できた。【資料 1】「山口短期大学の過去 5 か年定員充足率表」参照)

令和 8 年度からは児童教育学科幼児教育学専攻の収容定員を 20 人削減することで、児童教育学科の収容定員が令和 6 年度当初の 160 人から 40 人減少し、120 人となる。収容定員を削減することで安定した充足率が確保でき、計画数値目標を達成できると判断している。

(3) その他の入学者確保の具体的な対応策

ア 重点校の指定と連携強化

入学生の多い高校及び入学者が見込まれる高校を特別指定校として、生徒、学生、教員の相互交流を強化し、入学者の確保を目指す。

イ 社会人学生の確保

リカレント、リスキリング目的の社会人学生の確保を目指す。本学の魅力、特色を周知し、社会人に特化したオープンキャンパス、市内各社へのチラシの配布を行うなどの募集を強化する。目的による対応として他学科・専攻授業科目の履修登録を可能にする。

ウ 恩師招待による本学教育の成果の発信

高校進路担当者会議の復活に加え、恩師招待を行い出身学生の成長を実感してもらうことで本学への受験希望者の増加を図っていく。

エ 奨学金制度の適正化

効率のよい奨学金制度を学生募集の施策としながらも経営面から定員数等の状況を把握しながら適正化を図っていく。

オ SNSや多様なメディアを活用した学生募集活動の強化

SNSを利用して大学の雰囲気や施設をリアルに伝え、本学に対する興味・

関心を高めることで学生募集を強化する。これまでの大学側主体の発信をより学生目線としたイメージし易い大学の生の魅力を発信していく。

カ 入学者選抜の改革

授業科目の見直しを図ると共にアドミッション・ポリシーの見直し、選抜試験の方法、問題内容の確認を行い新たな志願者の開拓、定員の拡充に繋がる方策を検討、実施していく。

(4) 学則変更（収容定員変更）に伴う教育課程等の変更内容

ア 定員変更前の教育課程と比較して、同等以上の内容が担保されていること。

収容定員の変更を行うが基本的に教育課程は教育職員免許法及び児童福祉法（指定保育士養成施設）に係る法令を堅持した上で実施するもので教育の質の保証を維持し、実施していくので同等以上の内容は確保される。

イ 定員変更前の教育方法及び履修指導方法と比較して、同等以上の内容が担保されていること。

収容定員の変更を行うが基本的に教育課程は教育職員免許法及び児童福祉法（指定保育士養成施設）に係る法令を堅持した上で実施するもので教育の質の保証を維持し、実施していくので同等以上の内容は確保される。

ウ 定員変更前と比較して、同等以上の教員組織が担保されていること。（客観的な根拠等（S/T 比率等）を用いて、具体的かつ詳細に説明）

収容定員の変更を行うが基本的に教育課程は教育職員免許法及び児童福祉法（指定保育士養成施設）に係る法令を堅持した上で実施するもので教育の質の保証を維持し、実施していくので同等以上の内容は確保される。

教員組織に関しては、収容定員数を削減しても教員数（法令基準数）を維持することになるので同等以上の教員組織は担保される。

エ 定員変更前の施設・設備と比較して、同等以上の内容が担保されていること。

収容定員の変更を行うが、定員変更前の施設・設備を変更することなく実施して行くので同等以上の内容は担保される。

資料 1

山口短期大学の定員充足率

(令和 7 年 5 月 1 日現在)

学 科	事 項	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度
情報メディア 学 科	入 学 定 員	40	40	40	40	40
	入 学 者 数	16	29	37	38	50
	入学定員充足率%	40	73	93	95	125
	収 容 定 員	80	80	80	80	80
	在 籍 者 数	42	60	81	85	97
	収容定員充足率%	53	75	101	106	121
児 童 教 育 科 学 科	入 学 定 員	80	80	80	80	70
	入 学 者 数	38	44	43	27	59
	入学定員充足率%	48	55	54	34	84
	収 容 定 員	160	160	160	160	150
	在 籍 者 数	86	90	88	70	89
	収容定員充足率%	54	56	55	44	59
合 計	入 学 定 員	120	120	120	120	110
	入 学 者 数	54	73	80	65	109
	入学定員充足率%	45	61	67	54	99
	収 容 定 員	240	240	240	240	230
	在 籍 者 数	128	150	169	155	186
	収容定員充足率%	53	63	70	65	80

児童教育学科 内訳

学 科	事 項	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度
児 童 教 育 学 科 初等教育学専攻	入 学 定 員	30	30	30	30	20
	入 学 者 数	10	15	16	11	19
	入学定員充足率%	33	50	53	37	95
	収 容 定 員	60	60	60	60	50
	在 籍 者 数	27	34	33	26	33
	収容定員充足率%	45	57	55	43	66
児 童 教 育 学 科 幼児教育学専攻	入 学 定 員	50	50	50	50	50
	入 学 者 数	28	29	27	16	40
	入学定員充足率%	56	58	54	32	80
	収 容 定 員	100	100	100	100	100
	在 籍 者 数	59	56	55	44	56
	収容定員充足率%	59	56	55	44	56

資料 2

児童教育学科の学生数推移・数値目標

学 科	事 項	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度
初等教育学 専 攻	入 学 定 員	20	20	20	20	20
	入 学 者 数	19	15	18	18	18
	入学定員充足率	95.0%	75.0%	90.0%	90.0%	90.0%
	収 容 定 員	50	40	40	40	40
	在 籍 者 数	33	34	33	36	36
	収容定員充足率	66.0%	85.0%	82.5%	90.0%	90.0%
幼児教育学 専 攻	入 学 定 員	50	40	40	40	40
	入 学 者 数	40	28	30	28	30
	入学定員充足率	80.0%	70.0%	75.0%	70.0%	75.0%
	収 容 定 員	100	90	80	80	80
	在 籍 者 数	56	68	58	58	58
	収容定員充足率	56.0%	75.5%	72.5%	72.5%	72.5%
児 童 教 育 学 科 合 計	入 学 定 員	70	60	60	60	60
	入 学 者 数	59	43	48	46	48
	入学定員充足率	84.2%	71.7%	80.0%	76.7%	80.0%
	収 容 定 員	150	130	120	120	120
	在 籍 者 数	89	102	91	94	94
	収容定員充足率	59.3%	78.4%	75.8%	78.3%	78.3%

※令和 7 年度は確定数値（令和 7 年 5 月 1 日現在）

学生の確保の見通し等を記載した書類

目 次

(1) 収容定員を変更する組織の概要	
① 収容定員を変更する組織の概要（名称、入学定員、 収容定員、所在地）	・・・ 2
② 収容定員を変更する組織の特色	・・・ 2
(2) 人材需要の社会的な動向等	
① 収容定員を変更する組織で養成する人材の 全国的、地域的、社会的動向の分析	・・・ 3
② 中長期的な18歳人口等入学対象人口の全国的、 地域的動向の分析	・・・ 4
③ 収容定員を変更する組織の主な学生募集地域	・・・ 4
④ 既設組織の定員充足の状況	・・・ 5
(3) 学生確保の見通し	
① 学生確保に向けた具体的な取組と見込まれる効果	・・・ 5
② 競合校の状況分析（立地条件、養成人材、教育内容 と方法の類似性と定員充足状況）	・・・ 7
(4) 収容定員を変更する組織の定員設定の理由	・・・ 9
添付資料	
資料1 18歳人口と高等教育機関への進学率の推移	・・・ 11
資料2 18歳人口予測（中国：2024-2036年）	・・・ 12
資料3 進学者数・進学率（現役）の推移（県別：2015-2024年）	・・・ 13
資料4 学生の入学動向（出身地別人数及び割合）	・・・ 14
資料5 山口短期大学の定員充足率	・・・ 15
資料6 山口短期大学オープンキャンパス実施結果	・・・ 16
高校内ガイダンス実施報告	・・・ 17
資料7 児童教育学科の学生数推移と数値目標	・・・ 18

学生の確保の見通し等を記載した書類

(1) 収容定員を変更する組織の概要

① 組織の概要（名称、入学定員、収容定員、所在地）

変更する組織	入学定員	編入学定員	収容定員	所在地
山口短期大学 児童教育学科 幼児教育学専攻	40 (50)	0	80 (100)	山口県防府市大字 台道字大繋枝 11346 番の 2

※ () 内数値は変更前

② 収容定員を変更する組織の特色

本学は、教育基本法及び学校教育法に基づき広い教養と深い専門の学術理論を修め、実際に習熟し、教養高く崇高なる人間愛と社会愛、透徹した論理と円満な人格とを兼ね備えた有為な教員・保育士並びに技術者を養成することを目的としている。

児童教育学科・各専攻の教育目的は、以下のとおりである。

○ 児童教育学科初等教育学専攻

社会的責任を自覚しつつ、教科指導を中核とした実践的素養を身に付けた小学校教諭を育成すると共に、子どもたちの成長を共有していく幼稚園教諭を養成する。

○ 児童教育学科幼児教育学専攻

社会のニーズを考慮しつつ、協調性とコミュニケーション能力を身に付けた幼稚園教諭を育成すると共に、子どもたちの喜びに共感できる保育士を養成する。

短期大学は、四年制大学同様、「教養科目と専門教育」を行う一方で、「職業的・実務的教育」が行われている。本学の児童教育学科においては、小学校教諭二種免許状、幼稚園教諭二種免許状、保育士証資格取得のための法定基準を質・量ともに満たす教育課程を編成している。小学校教諭二種免許状、幼稚園教諭二種免許状、保育士証資格取得には、学内での授業に加え、学外での実習が必須である。学校現場での教育実習や保育所等の児童福祉施設における保育実習に向けて、学内で行う実習事前指導としての授業や学校体験活動、保育現場の見学観察実習を行い、教育者・保育者としての資質・能力を養うことができるよう、児童教育学科の教員が全員で実習指導を行う体制を整えている。

令和 7 年度に児童教育学科の初等教育学専攻の入学定員を 20 人に変更後、令和 8 年度には、幼児教育学専攻の入学定員を 40 人に変更を行い、児童教育学科収容定員を令和 6 年度の 160 人から 40 人削減し 120 人とするものである。

(2) 人材需要の社会的な動向等

① 収容定員を変更する組織で養成する人材の全国的、地域的、社会的動向の分析

地域的視点では、山口県が公表している令和 5 年度学校基本統計によれば、山口県内の高校卒業者の大学等進学率は 47.3%、就職者の割合は 27.0%である。大学等進学者の内、県内の大学・短期大学への入学率は 29.9%、短期大学への入学率は 10.5%という現状である。

本学の入学生の出身地は、5 割弱が山口県内で、隣の島根県と合わせて 5 割程度をしめている。

本学の児童教育学科幼児教育学専攻を含む教育系の学科の全国短期大学の志願者等の動向は下表のとおりである。

年度	入学定員 (人)	志願者 (人)	受験者 (人)	合格者 (人)	入学者 (人)	志願倍率 (倍)	合格率 (%)	入学定員 充足率 (%)
令和 4 年度	19,927	17,379	17,013	16,426	14,738	0.87	96.55	73.96
令和 5 年度	18,912	14,866	14,585	14,177	12,928	0.79	97.20	68.36
令和 6 年度	17,344	12,300	12,127	11,875	11,041	0.71	97.92	63.66
増減	△ 2,583	△ 5,079	△ 4,886	△ 4,551	△ 3,697	△ 0.16	1.37	△ 10.30

(日本私立学校振興・共済事業団 参考資料「私立大学・短期大学等入学志願者動向より抜粋」)

教育系学科においては、全国的に入学定員が 3 年間で 2,583 人の削減(募集停止を除く)が実施されているが志願者数はその倍程度の 5,079 人減少しているという現状である。志願者・受験者数の減少が顕著である。この表中では唯一合格率は若干ではあるがプラスとなっている。入学者は 3,697 人の減少、入学定員充足率はマイナス 10.3 ポイントとなっている。

教育的視点では、建学の精神のもと、基礎教育科目と専門教育科目の 2 本柱で構成している。基礎教育科目では、「まことのこころ」を培っていくための幅広い視野と人間教育を育成する科目を開設している。専門教育科目では、自分が志す立派な社会人になるための専門的な知識・実践力を培

っている。学位授与の方針（学習成果）である知識や能力を、主体的・対話的で深い学びによって獲得できる教育を実践している。

② 中長期的な 18 歳人口等入学対象人口の全国的、地域的動向の分析

【資料 1】の 18 歳人口と高等教育機関への進学率等の推移に示すとおり、令和 5 年度の 18 歳人口の 110 万人のうち、大学入学者は 63 万人で全体的にみるとわずかではあるが増加傾向にある。短期大学の入学者数は 4 万人で年々減少している。大学・短期大学への進学率は全体で 61.1%、うち大学は 57.7%で短期大学は 3.4%となっている。

山口県における 18 歳人口予測については【資料 2】に示すとおり、リクルート進学総研マーケットリポートによると、2036 年度 18 歳人口は 9,206 人で 2024 年度と比較して 2,000 人の減少、17.8%の減少率となっており、中国地方 5 県で減少率が最も高くなっている。

今後の人口数は、前年に比べ微増する年（2025 年、2026 年、2029 年、2034 年）もあるが、減少傾向であり、大学にとって好ましくない状況であると言える。

【資料 3】の中国地区の高卒者の進学者数・進学率（現役）の推移に示すとおり、山口県内の高校卒業者数は減少傾向であり、2024 年には 10,000 人を割り 9,421 人となった。山口県の大学進学者数は、2015 年は 4,262 人、2024 年は 4,113 人で、その間に増減はあるものの横這い状態である。短期大学進学者数は、2015 年は 619 人、2024 年は 374 人となっている。専門学校進学者数は、2015 年は 1,921 人、2024 年は 1,472 人となっている。さらに、山口県の進学率で比較すると 2024 年の山口県の短期大学進学率は、4.0%で過去最低となり、同年の大学進学率は 43.7%と過去最大、専門学校は 15.6%と特に大学との格差が顕著である。

以上のことから、山口県は短期大学への進学ニーズが低く、大学への進学を希望する学生が多い地域であると言える。これらの全国的、地域的動向の分析を踏まえ、短期大学への進学状況が芳しくないことから、短期大学の定員充足率は今後も厳しい状況が続いていくことが明らかに想定できるため、児童教育学科幼児教育学専攻の入学定員を適正化する必要がある。

③ 収容定員を変更する組織の主な学生募集地域

本学は【資料 4】の出身校の所在地県別の入学者数の構成比に示しているとおおり、令和 4 年度から国外（留学生数）の比率が高くなってきているが、山口県内の高校からの入学者が最も多い。県内の進学率が低下していることに比例し入学者も減少している。山口県以外では、福岡県、島根県の近隣地域からの入学者も多い。特に福岡県は博多サテライトキャンパ

スに社会人、留学生が多く入学していることから、比率が高くなってきている。そのことから九州方面の高校訪問やガイダンス等も行っている。留学生に関しては、入学者に占める割合が高く重要な要員となっていることから、引き続き留学生、社会人学生の確保にも注力をしていく。

④ 既設組織の定員充足の状況

入学定員充足率【資料5】については、過去5年間で児童教育学科幼児教育学専攻においては、令和5年度まで50%以上を維持していたが、令和6年度に32%となった。また、情報メディア学科においては、令和3年度に入学定員充足率が50%を下回ったが、令和4年度からは留学生の入学希望者が増大し70%以上となっている。令和7年度については、情報メディア学科は、125%、児童教育学科合計で84%、児童教育学科初等教育学専攻95%、児童教育学科幼児教育学専攻80%であり、過去5年間で見ても最大となった。

減少傾向の要因としては、少子化による原因に加えて、教員・保育職を目指す者の減少が考えられる。しかし、これは本学に限ったことではなく、全国的に教員・保育者の志願者は減少する傾向がみられる。

(3) 学生確保の見通し

① 学生確保に向けた取組と見込まれる効果

ア 既設組織における取組とその目標

学生確保（収容定員充足率）に向けた取組として、本学には、児童教育学科と情報メディア学科の二つの学科が設置されているため、他学科の科目の履修を認めていることにより、ICT活用能力が秀でた小学校教諭、幼稚園教諭を育成することが可能となっている。このような取組をおこなうことが、競合校との差別化に繋がり、更に学び・魅力あるカリキュラムを構築し、学生のニーズに合ったカリキュラムや社会人学生の獲得に向けた取組等を行うことで、同学科の充足率の向上が図れると考えている。

学生募集のためのPR活動として、オープンキャンパスと学校説明会、高校訪問の3点を実施しているが【資料6】に基づき説明する。

1点目は、本学が実施しているオープンキャンパスについて、本学受験希望者を対象としてキャンパスを開放し、学科説明、模擬授業、在学生との懇談、入試相談、キャンパスツアー等を実施している。令和6年度は、6回のオープンキャンパスを実施した。また、「いつでもオープンキャンパス」として、社会人学生等の利便性を考慮した希望者の都合を優先させた学生一人を対象とした説明会を8回開催し、社会人のみを対象としたオープンキャンパスを1回開催した。令和6年度は合計69人

の参加者があった。毎回実施した結果の検証を行うために参加者に「教員・学生アンケート」を実施している。これを集計、分析を行い参加者のニーズ、改善点を踏まえて次回のオープンキャンパスを開催している。実施結果のとおり、オープンキャンパス参加者に出願者、合格者が多いことからリピーターを増やすとともに参加者を増加させることを実施している。

2 点目の学校説明会の実績は、令和 6 年度は 22 回実施し、参加者は 140 名であった。進路就職等ガイダンスは 19 回、参加者は 195 人、全 41 回実施し、延べ参加者は 335 人であった。

3 点目の高校訪問は、過去に志願者のあった学校、オープンキャンパス参加者があった学校及び工業系課程をもつ高校に重点を置き、訪問する学校ごとに十分な戦略を立てた上で実施している。

学生募集を工夫することにより、入学定員充足率や収容定員充足率を高めることが期待できる。

令和 7 年度は、経営改善計画の取り組みの中で児童教育学科初等教育学専攻においては、入学定員を削減したことにより充足率の向上が図れた。情報メディア学科、児童教育学科幼児教育学専攻においては、社会人学生、留学生の入学者が増加したことによるものであり、学生募集が効果的に実施できたことが原因であると考ええる。

イ 収容定員を変更する組織における取組とその目標

募集対象である県内・県外の高等学校からの入学者動向を分析し、それに基づき、各学科の教学の特色を宣伝・広報する。特に、情報伝達が不十分な県外高校（島根県・福岡県）への情報発信力を強化する。

ウ 当該取組の実績の分析結果に基づく、収容定員を変更する組織での入学者の見込み数

入学者の見込み数については、児童教育学科学生数推移・数値目標【資料 7】に記載している。これは令和 6 年度に策定した令和 7 年度から令和 11 年度までの経営改善計画中の資料に示しているものである。計画 1 年目の令和 7 年度に児童教育学科初等教育学専攻において、令和 6 年度入学者 11 人を 18 人に増加させ、入学定員充足率を 36.7%から 90.0%へ、収容定員充足率は、43.3%から 58.0%への増加を見込み、幼児教育学専攻においても令和 6 年度入学者数 16 人を 20 人に増加させ、入学定員充足率を 32.0%から 40.0%へ増加させる目標としていた。

数値目標 1 年目である令和 7 年度の入学生数（確定数値）については、経営改善計画を進展していく中で、入学者確保の具体的な対応策である重点校の指定と連携強化について、入学者が見込まれる高校 4 校を特別指定校に指定し、教員及び学生の相互交流により入学者の確保に結び付けることができた。社会人学生の確保については、地元地区で社会人を

対象としたオープンキャンパスの開催や社会人学生同士の繋がりを強化し、本学の魅力や特色を伝えるチラシの配布を行うなどした結果、入学者の確保に繋がった。また、本学日本語別科生や他教育機関等において、奨学金制度の効率的な運用を図りながら入学生の確保に努めた結果、当初の目標を達成することができた。

令和7年度は目標数値に達したものの計画2年目の令和8年度からは、幼児教育学専攻の入学定員を50人から40人に削減することで、安定的な充足率を確保できるようになることが想定できるが、根本的な少子化による要因に加えて、教員・保育職を目指す者の減少が改善されることは想定できないので、この状態を継続して行かなくてはならない。令和8年度の幼児教育学専攻の入学定員充足率を70.0%とし、令和9年度には75.0%、児童教育学科合計でも入学定員充足率80.0%、収容定員充足率75.8%を目標値と設定しているので、経営改善計画に基づく具体的な対応策を今後も継続して行かなければならない。

② 競合校の状況分析（立地条件、養成人材、教育内容と方法の類似性と定員充足状況）

ア 競合校の選定理由と収容定員を変更する組織との比較分析、優位性

県内にある5つの短期大学のすべてにおいて、保育者の人材養成を実施しており児童教育学科幼児教育学専攻における競合校は県内すべての短期大学であるが、特に近隣の市に存在している二つの短期大学を競合校として選定した。志願者数が減少している状況から、競争が熾烈化していることは明らかな状況である。競合校との差別化を図り、学生のニーズに合った魅力あるカリキュラムを構築し、留学生、社会人学生の獲得に向けた取組等を実施することで入学定員の充足が見込まれると考えている。

イ 競合校の入学志願動向等

競合校の学科の入学者等の動向は、下表のとおりである。

年度	大 学	学 科	収容定員 (人)	学生数 (人)	収容定員充足率 (%)
R4	A 短期大学	保 育 学 科	200	169	84.5
	B 短期大学	保 育 学 科	100	75	75.0
	山口短期大学	児 童 教 育 学 科 幼 児 教 育 学 専 攻	100	90	90.0
	合 計		400	334	83.5
R5	A 短期大学	保 育 学 科	200	145 (-24)	72.5 (-12.0)

	B 短期大学	保 育 学 科	100	66 (-9)	66.0 (-9.0)
	山口短期大学	児 童 教 育 学 科 幼児教育学専攻	100	83 (-7)	83.0 (-7.0)
	合 計		400	294 (-40)	73.5 (-10.0)
R6	A 短期大学	保 育 学 科	180 (-20)	140 (-5)	77.8 (+5.3)
	B 短期大学	保 育 学 科	100	73 (+7)	73.0 (+7.0)
	山口短期大学	児 童 教 育 学 科 幼児教育学専攻	100	70 (-13)	70.0 (-13.0)
	合 計		380 (-20)	283 (-11)	74.5 (+1.0)
3 年間の増減数			収容定員	学生数	収容定員における学生数の減少割合
大学	A 短期大学	保 育 学 科	-20	-29	14.5%＊
	B 短期大学	保 育 学 科	0	-2	2%
	山口短期大学	児 童 教 育 学 科 幼児教育学専攻	0	-20	20%

※ () 内の数値は対前年増減数

*収容定員 200 人で算出

(山口県私立大学協会「山口県私立大学・短期大学の現況」令和 4 年度から令和 6 年度) より抜粋)

競合短期大学においても概ね収容定員充足率は低下の傾向にある。A短期大学は他より学生数が多いものの減少している。令和 6 年度に収容定員を 20 人削減している。また、B短期大学では減少数は少なく、本学も学生数は減少している。本学を含めた三つの短期大学の 3 年間の増減数を比較すると収容定員における学生数の減少割合は本学が最大となっている。令和 6 年度の A 短期大学においては、学生数は減少しているが収容定員の充足率は向上している。これは収容定員の削減を行った結果によるものである。入学定員数の減少は、人口減少、四年制大学への指向が増加していることや保育者への志望者の減少によるものと判断でき、競合校も含め他の短期大学においても同様な傾向である。収容定員の削減は充足率の向上に効果があり、本学においても入学定員の適正化を図る必要性があることが分かる。

ウ 収容定員を変更する組織において定員を充足できる根拠等

前述①、②の分析結果等に基づいて、収容定員を変更する組織での入学者の見込み数で示すとおり、定員を削減、目標値を明確化及び入学者確保の具体策を実施することで収容定員の充足率が向上する効果が得られ目標を達成できると考える。

エ 学生納付金等の金額設定の理由

財政面の収入については、学生生徒等納付金や寄附金等の安定的な確保、支出については人事基本方針に基づき、人件費の抑制等を図り、また、管理経費の節減等を着実に実施することにより収支バランスの改善を図り、健全な財政の構築と維持を実現し、経営基盤の安定化を図ることが重要となる。

優秀な学生（社会人学生、留学生を含む）を確保するために始めた給付型の奨学金制度は、定員未充足で学生生徒等納付金収入の確保が安定しないことと同時に、学生生徒等納付金収入に対する奨学費の入学生比率が、令和6年度決算において36%を超える状況となり、収支差額を悪化させる一因となっているため、抜本的な奨学金制度の見直しを行い、令和9年度の入学生から奨学費比率を30%程度に抑制し、令和11年度には奨学費比率を20%に抑制することを目標として奨学費支出の抑制を図る。

高等教育の修学支援新制度については、機関要件として、直前3年度全ての収支計算書の「経常収支差額」がマイナスにならないように、学生数を確保することに努めていく。

単位：千円

山口短期大学	令和6年度決算	令和7年度見込	令和8年度見込	令和9年度見込	令和10年度見込	令和11年度見込
奨学費	62,901	55,420	69,880	63,646	49,108	40,064
学生生徒等納付金	157,900	158,118	187,880	197,680	199,920	200,320
比率	39.8%	35.0%	37.2%	32.2%	24.6%	20.0%
1年比率	36.8%	30.1%	35.0%	30.0%	20.0%	20.0%

これらの、改善方策を着実に実施することにより、経常収支差額は、計画3年目の令和9年度では△57百万円であるが、令和11年度の最終目標値は、△25百万円を見込むことができる。

単位：千円

事業活動収支	令和7年度見込	令和8年度見込	令和9年度見込	令和10年度見込	令和11年度見込
経常収入	311,349	347,309	357,878	370,858	362,788
経常支出	435,012	422,948	415,160	408,242	388,186
経常収支差額	△ 123,663	△ 75,639	△ 57,282	△ 37,384	△ 25,398

教育活動資金収支差額については、計画3年目までは令和9年度では△29百万円であるが、令和11年度の最終目標値は、△7百万円を見込むことができる。

（4）収容定員を変更する組織の定員設定の理由

（1）から（3）に記載しているとおり、本学のある山口県においては、18歳人口は中国地方での減少率が最も高く、高校卒業者の大学等進学率は43.7%、就職者の割合は27%であり、更に県内の大学・短期大学の入学率は

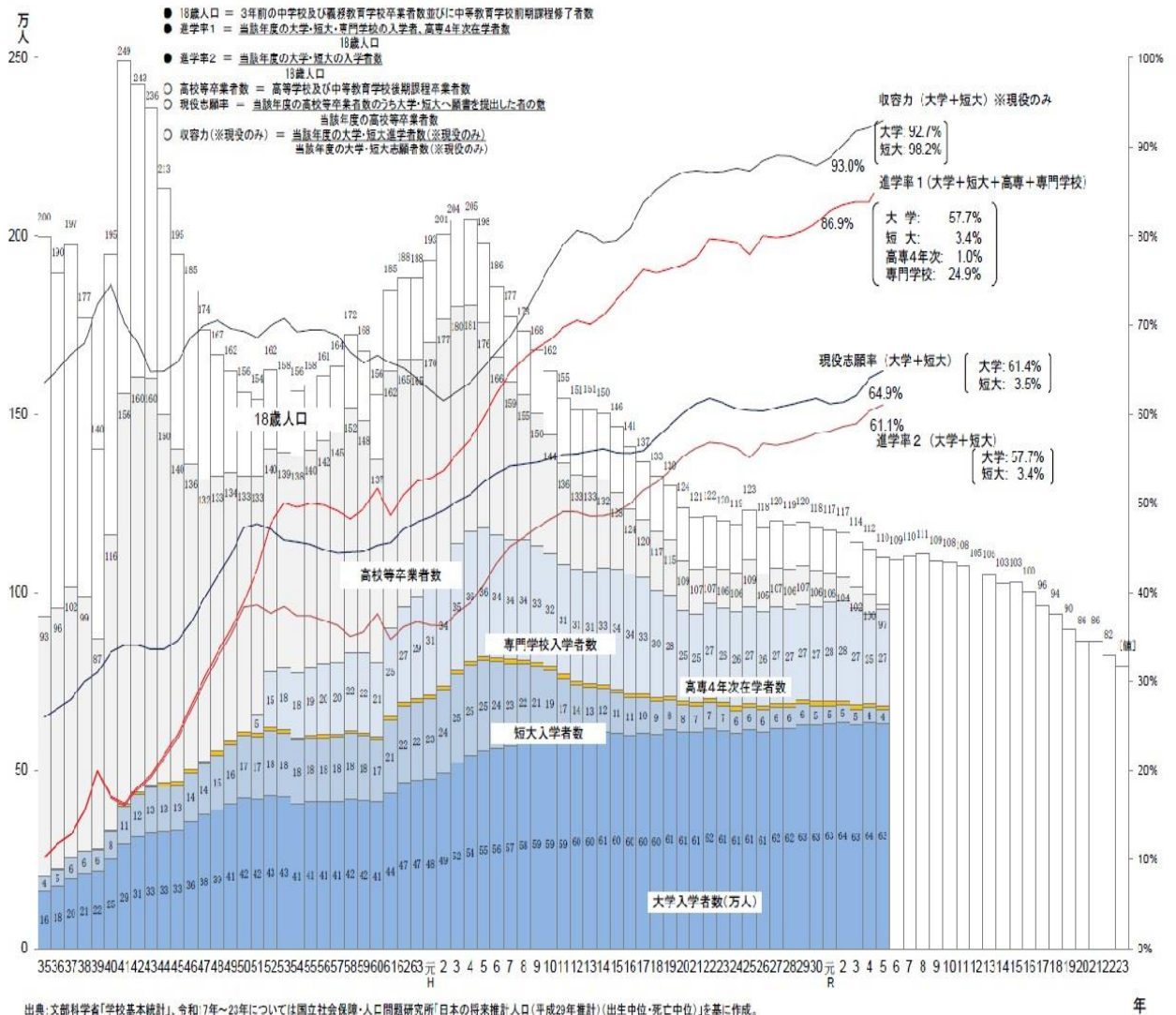
30%、短期大学ともなれば 11%程度である。入学生の出身者の 5 割弱が山口県内であり、隣県の島根県と合わせて 5 割程度である。更に競合する教育学・保育学関係短期大学が県内に 4 校（近隣は 2 校）あることを考えれば、収容定員の適正化を判断するには、収容定員を減らすことしか考える余地はなく、財政面を考慮すれば、優先事項として収容人員を増加させるしかないのが現状であると考ええる。

このような現状を踏まえ、令和 7 年度に児童教育学科初等教育学専攻の入学定員の削減を行い、令和 8 年度からは児童教育学科幼児教育学専攻の収容定員を 20 人削減することで、児童教育学科の収容定員が令和 6 年度当初の 160 人から 40 人減少し 120 人となる。収容定員を削減することで安定した充足率が確保でき、数値目標を達成できると判断している。故にこの削減数は適正であると考ええる。その上で継続的に学生数を確保していくための対応策を継続して実施していくことが必要である。

また、財政面からの経営改善計画に基づく外部資金の獲得・寄附の充実・遊休資産処分等計画、人事政策と人件費の抑制計画、経費抑制計画、施設等整備計画を実施していくことも必須であり、このことが本法人の目指す方向と本学を志望する学生等が思い描く将来像に繋がる取組であると考ええる。

資料 1

18歳人口と高等教育機関への進学率の推移

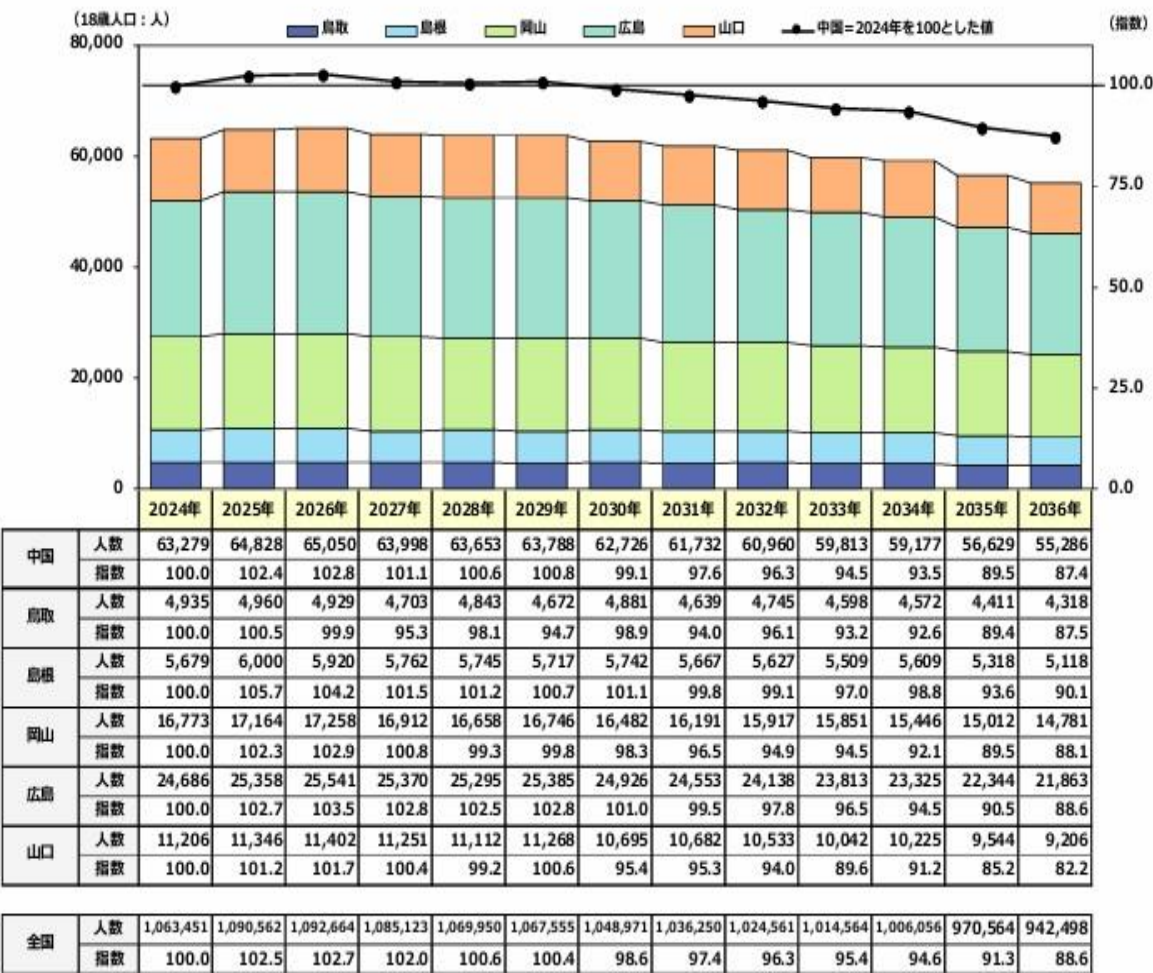


(出典：文部科学省)

18歳人口予測（全体：中国：2024～2036年）

■ 2024年63,279人→2036年55,286人（7,993人減少）

- ・ 中国エリアは7,993人・12.6%減少し、全国の減少率11.4%を1.2ポイント上回る。
- ・ 2026年にかけ1,771人増加した後減少し、2029年に微増するが、2030年以降は再び減少傾向。
- ・ 減少率が高いのは、山口県（2024年比較17.8%減少）。
- ・ 減少数が多いのは、広島県（2024年24,686人→2036年21,863人、2,823人減少）。



（出典：リクルート進学総研マーケットレポート 2024 Vol. 139 2025年2月号）

進学者数・進学率（現役）の推移（全体：県別：2015～2024年）

			2015年	2016年	2017年	2018年	2019年	2020年	2021年	2022年	2023年	2024年
鳥取	卒業者数（人）		5,055	4,900	4,881	4,945	4,900	4,805	4,718	4,679	4,590	4,407
	進学者数（人）	大学	1,673	1,692	1,658	1,758	1,767	1,794	1,825	1,910	2,036	1,970
		短期大学	410	387	363	389	330	360	343	310	327	273
		専門学校	1,005	924	940	861	918	904	935	892	900	834
	進学率（%）	大学	33.1	34.5	34.0	35.6	36.1	37.3	38.7	40.8	44.4	44.7
		短期大学	8.1	7.9	7.4	7.9	6.7	7.5	7.3	6.6	7.1	6.2
		専門学校	19.9	18.9	19.3	17.4	18.7	18.8	19.8	19.1	19.6	18.9
島根	卒業者数（人）		6,183	5,905	6,045	6,051	6,044	5,949	5,837	5,554	5,512	5,253
	進学者数（人）	大学	2,377	2,315	2,318	2,491	2,426	2,369	2,451	2,485	2,481	2,393
		短期大学	462	457	432	314	331	287	289	214	255	217
		専門学校	1,299	1,247	1,332	1,208	1,286	1,287	1,255	1,279	1,248	1,129
	進学率（%）	大学	38.4	39.2	38.3	41.2	40.1	39.8	42.0	44.7	45.0	45.6
		短期大学	7.5	7.7	7.1	5.2	5.5	4.8	5.0	3.9	4.6	4.1
		専門学校	21.0	21.1	22.0	20.0	21.3	21.6	21.5	23.0	22.6	21.5
岡山	卒業者数（人）		17,666	17,723	17,936	17,356	17,695	17,451	16,969	16,453	16,004	15,199
	進学者数（人）	大学	7,868	7,972	8,285	8,018	8,435	8,270	8,392	8,242	8,465	8,038
		短期大学	891	845	739	752	699	648	659	676	550	499
		専門学校	3,010	2,961	3,060	2,796	2,825	3,149	3,141	3,128	2,611	2,540
	進学率（%）	大学	44.5	45.0	46.2	46.2	47.7	47.4	49.5	50.1	52.9	52.9
		短期大学	5.0	4.8	4.1	4.3	4.0	3.7	3.9	4.1	3.4	3.3
		専門学校	17.0	16.7	17.1	16.1	16.0	18.0	18.5	19.0	16.3	16.7
広島	卒業者数（人）		23,758	23,468	23,780	23,225	23,237	23,356	22,575	22,309	21,748	21,011
	進学者数（人）	大学	13,076	13,031	13,413	13,195	13,285	13,443	13,189	13,529	13,401	13,283
		短期大学	1,145	985	984	840	761	818	723	663	610	480
		専門学校	3,329	3,055	2,807	2,576	2,761	2,939	2,783	2,887	2,653	2,530
	進学率（%）	大学	55.0	55.5	56.4	56.8	57.2	57.6	58.4	60.6	61.6	63.2
		短期大学	4.8	4.2	4.1	3.6	3.3	3.5	3.2	3.0	2.8	2.3
		専門学校	14.0	13.0	11.8	11.1	11.9	12.6	12.3	12.9	12.2	12.0
山口	卒業者数（人）		11,488	11,396	11,431	11,399	11,095	11,172	10,615	10,350	10,066	9,421
	進学者数（人）	大学	4,262	4,197	4,260	4,334	4,117	4,343	4,099	4,129	4,213	4,113
		短期大学	619	582	590	587	560	503	489	492	413	374
		専門学校	1,921	1,932	1,887	1,889	1,779	1,871	1,732	1,779	1,584	1,472
	進学率（%）	大学	37.1	36.8	37.3	38.0	37.1	38.9	38.6	39.9	41.9	43.7
		短期大学	5.4	5.1	5.2	5.1	5.0	4.5	4.6	4.8	4.1	4.0
		専門学校	16.7	17.0	16.5	16.6	16.0	16.7	16.3	17.2	15.7	15.6

※データ元：文部科学省「学校基本調査」

・卒業者数：高等学校を卒業した人数（全日制・定時制＋中等教育学校後期課程）

・進学者数：高等学校卒業者のうち、大学・短期大学・専門学校（※）に進学した人数

・進学率（現役）：進学者数（大学・短期大学・専門学校（※））÷高等学校卒業者数（全日制・定時制＋中等教育学校後期課程）

※専門学校＝専修学校専門課程

（出典：リクルート進学総研マーケットレポート 2024 Vol.139 2025年2月号）

資料 4

○学生の入学動向：学生の出身地別人数及び割合

(令和 7 年 5 月 1 日現在)

地域	令和 3 年度		令和 4 年度		令和 5 年度		令和 6 年度		令和 7 年度	
	人数 (人)	割合 (%)	人数 (人)	割合 (%)	人数 (人)	割合 (%)	人数 (人)	割合 (%)	人数 (人)	割合 (%)
山口	38	70.3	45	62.5	38	47.5	19	29.2	31	28.5
島根	2	3.7	1	1.4	4	5.0	1	1.5	2	1.8
広島	1	1.9	1	1.4	0	0	0	0	1	0.9
福岡	4	7.4	9	12.5	7	8.75	7	10.8	17	15.6
熊本	0	0	1	1.4	0	0	0	0	1	0.9
その他	4	7.4	1	1.4	3	3.75	2	3.1	1	0.9
国外	5	9.3	14	19.4	28	35	36	55.4	56	51.4
合計	54	100	72	100	80	100	65	100	109	100

資料5

山口短期大学の定員充足率

(令和7年5月1日現在)

学 科	事 項	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
情報メディア 学 科	入学定員	40	40	40	40	40
	入学者数	16	29	37	38	50
	入学定員充足率%	40	73	93	95	125
	収容定員	80	80	80	80	80
	在籍者数	42	60	81	85	97
	収容定員充足率%	53	75	101	106	121
児 童 教 育 科 学	入 学 定 員	80	80	80	80	70
	入 学 者 数	38	44	43	27	59
	入学定員充足率%	48	55	54	34	84
	収 容 定 員	160	160	160	160	150
	在 籍 者 数	86	90	88	70	89
	収容定員充足率%	54	56	55	44	59
合 計	入 学 定 員	120	120	120	120	110
	入 学 者 数	54	73	80	65	109
	入学定員充足率%	45	61	67	54	99
	収 容 定 員	240	240	240	240	230
	在 籍 者 数	128	150	169	155	186
	収容定員充足率%	53	63	70	65	80

児童教育学科 内訳

学 科	事 項	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
児童教育学科 初等教育学専攻	入 学 定 員	30	30	30	30	20
	入 学 者 数	10	15	16	11	19
	入学定員充足率%	33	50	53	37	95
	収 容 定 員	60	60	60	60	50
	在 籍 者 数	27	34	33	26	33
	収容定員充足率%	45	57	55	43	66
児童教育学科 幼児教育学専攻	入 学 定 員	50	50	50	50	50
	入 学 者 数	28	29	27	16	40
	入学定員充足率%	56	58	54	32	80
	収 容 定 員	100	100	100	100	100
	在 籍 者 数	59	56	55	44	56
	収容定員充足率%	59	56	55	44	56

令和6年度 オープンキャンパス実施結果

年度	参加者 学年	OC1		OC2		OC3		OC4		OC5		OC6		OC7		博多1	博多2	いつでもOC 参加者	合計		合格者 (OC参加者)	(来校者 出席者) 合格者/参加者
		参加者	リピーター	参加者	リピーター	参加者	リピーター	参加者	リピーター	参加者	リピーター	参加者	リピーター	参加者	リピーター	参加者	リピーター		参加者	リピーター		
令和元年	OC実施日	6/16(日)				7/21(日)	8/11(日)					9/29(日)										
	1年			大雨		2	8												10	0		
	2年					7	12					12							31	0		
	3年	23				6	2	14	4			8	4					-	51	10	27	0.27
	4年							2											2	0	2	
	不明/卒	1				1						2							4	0	0	
	合計	24				18	40					26							108			
令和2年	OC実施日	6/16(日)				7/18(土)	8/8(土)					9/27(日)	3/27(土)									
	1年																		0	0		
	2年	中止				2						4	5						11	0		
	3年					13						16	3					8	29	3	19	0.44
	4年																		0	0		
	不明/卒																	4	0	0		
	合計	0		0		15	0	0				23	5						43			
令和3年	OC実施日	5/22(土)	6/26(土)	7/24(土)	8/8(日)	9/25(土)	華門祭	3/26(土)														
	1年	中止		4	3							中止							1	7	0	
	2年		1	1	4	5						7							17	1		
	3年		3	14	21	5	1												2	43	1	25
	4年			1															1	1	0	1
	不明/卒		1	1	1														1	2	1	1
	合計		5	21	29	11						7							73			
令和4年	OC実施日	5/28(土)	6/25(土)	7/23(土)	8/11(木)	9/24(土)	華門祭	3/25(土)	8/21(土)	9/17(土)												
	1年				7	1		1											9	0		
	2年	1	1	3	9	3		2	3										22	0		
	3年	9	12	10	2	22	7	4	1					2	2			9	58	13	38	0.32
	4年																		0	0		
	不明/卒	1	1		2	1		1											6	0		
	合計	11	14	15	47	9		4	4	2	2							9	117			
令和5年	OC実施日	5/27(土)	6/24(土)	7/22(土)	8/11(祝)	9/24(日)		3/23(土)	8/19(土)	9/16(土)												
	1年			1	6			2											1	9	0	
	2年		1	1	10	1		1	6	2									14	0		
	3年	5	9	8	3	10	2	2	1					1				2	35	6	24	0.3
	4年																		0	0		
	不明/卒		1					1										3	4	0		
	合計	5	11	13	28	5		3	7	4								5	81			
令和6年	OC実施日	5/25(土)	6/8(土)	7/13(土)	8/3(土)	9/21(土)	社会人対象	3/22(土)	8/24(土)	9/28(土)												
	1年			1	1														2	0		
	2年			1	2	4	2					7	1					1	14	3		
	3年		3	6	1	4	3	2	1	2								3	14	8	15	0.39
	4年				1									2					3	0		
	不明/卒	3						2	1	3						4	4	5	16	1	12	
	合計	6	7	6	9	12	3	8	6	4								8	69			

令和6年度 高校内ガイダンス 実施報告 ※グレーは会場型ガイダンス

	月日	高校	内容	対象学年	主催	参加者数				担当
						1年	2年	3年	合計	
1	5月10日	熊毛北高等学校	学校別説明会	3年	キッズコーポレーション			3	3	平田
2	5月20日	中村女子高等学校	学校説明会	3年	アンカー			12	12	木橋
3	5月21日	萩商工高等学校	個別説明会	2・3年	さんぼう		2		2	木橋
4	5月22日	ネムハイスクール高等専修学校	保育士・幼稚園教諭のちがい	1・2・3年	チエルコミュニケーションブリッジ	6	2		8	木橋
5	5月23日	長府高等学校	進学希望者 学校別説明会①	3年	さんぼう			1	1	中村
6	5月29日	聖光高等学校	学校別説明会	2・3年	キッズコーポレーション		1	4	5	平田
7	5月30日	光高等学校	学校別説明会	3年	キッズコーポレーション			4	4	中村
8	6月4日	防府西高等学校	職業理解ガイダンス	1年	さんぼう	7			7	中村
9	6月13日	華陵高等学校	学校別説明会	2・3年	キッズコーポレーション			3	3	中村
10	6月19日	山口県桜ヶ丘高等学校	学生 母校訪問	1・2・3年	高校からの要望	2		1	3	木橋
11	6月20日	新南陽高等学校	学校別説明会	2・3年	キッズコーポレーション		3		3	中村
12	6月25日	山口県私立クラーク記念国際高等学校山口キャンパス	学校別説明会	1・2・3年	ライセンスアカデミー	3	1	1	5	正長
13	6月26日	山口農業高等学校	進学希望者 学校別説明会	3年	さんぼう			1	1	中村
	7月3日	野田学園高等学校	学校説明会	3年	キッズコーポレーション				中止	木橋
14	7月8日	山口県桜ヶ丘高等学校	学校別説明会	1・2・3年	さんぼう	4	8	3	15	中村
15	7月18日	高川学園高等学校	学校別説明会	3年	さんぼう			2	2	柴田
16	8月22日	野田学園高等学校	職業体験「教員」	1年	キッズコーポレーション	3			3	中村
17	9月2日	山口県鴻城高等学校	分野別理解(保育・幼児教育)	2年	さんぼう		16		16	木橋
18	9月26日	中間高等学校	学校別分科会	1・2年	ライセンスアカデミー	1	6		7	藤河
19	10月17日	厚狭高等学校	体験型職業理解「学校教員の仕事」	1年	さんぼう	6			6	中村
20	10月21日	益田東高等学校	分野別(幼児教育・保育学)	1年	ライセンスアカデミー	21			21	平田
21	10月23日	防府西高等学校	模擬授業「保育・幼児教育学」	2年	さんぼう		16		16	中津
22	10月28日	誠英高等学校	学校別説明会	1・2年	さんぼう		2		2	中津
23	10月30日	南近代ビル(福岡市)	会場形式進学相談会	1年、2年	さんぼう	4			4	堀辺
24	11月6日	高川学園高等学校	学校別説明会	2年	さんぼう		3		3	平田
25	11月14日	華陵高等学校	学校別説明会	1・2年	キッズコーポレーション	3	3		6	中村
	12月11日	野田学園高等学校	学校別説明会	2年	キッズコーポレーション				中止	加藤
26	12月11日	山口農業高等学校	分野別説明会(保育・幼児教育学②)	2年	さんぼう		6		6	平田
27	12月13日	山口県桜ヶ丘高等学校	学校別ガイダンス	1・2年	ライセンスアカデミー	15	11		26	中村
28	12月18日	柳井学園高等学校	職業別(幼稚園教諭・保育士)	1年	ライセンスアカデミー	9			9	加藤
29	12月20日	熊毛南高等学校	学校別説明会	1・2年	ライセンスアカデミー	4	4		8	柴田
30	1月15日	高川学園高等学校	ちがいは講座(保育士・幼稚園教諭)	1年	チエルコミュニケーションブリッジ	14			14	平田
31	2月5日	柳井学園高等学校	学校説明会	2年	ライセンスアカデミー		4		4	加藤
32	2月20日	高川学園高等学校	分野別(システム・情報処理)	1年	チエルコミュニケーションブリッジ	5			5	横山
33	3月5日	福岡ファッションビル	会場形式進路相談会	1年、2年、3年、その他	さんぼう	7			7	佐藤
34	3月11日	西京高等学校	分野理解(保育・幼児教育)	1年	さんぼう	15			15	木橋
35	3月12日	山口県桜ヶ丘高等学校	学校別説明会	1・2年	さんぼう	3	7		10	中村、木橋
36	3月12日	山口農業高等学校	学校別説明会	2年	さんぼう		5		5	平田
37	3月12日	徳山商工高等学校	学校別説明会	1・2年	さんぼう		2		2	中村
38	3月13日	中村女子高等学校	学校別説明会	1・2年	アンカー		3		3	木橋、平田
39	3月14日	新南陽高等学校	学校別説明会	1・2年	キッズコーポレーション	3	2		5	中村、平田
40	3月14日	新南陽高等学校	体験授業(幼児教育・保育士)	1・2年	キッズコーポレーション	内訳	不明		20	中村、平田
41	3月14日	防府西高等学校	学校別説明会	1・2年	日本ドリコム	20	18	0	38	正長
参加者合計(全41回実施)						155	125	35	335	

(315+20)

昨年度のデータ	(64回実施)	219	173	86	478
---------	---------	-----	-----	----	-----

資料 7

児童教育学科の学生数推移・数値目標

学 科	事 項	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度
初等教育学 専攻	入 学 定 員	20	20	20	20	20
	入 学 者 数	19	15	18	18	18
	入学定員充足率	95.0%	75.0%	90.0%	90.0%	90.0%
	収 容 定 員	50	40	40	40	40
	在 籍 者 数	33	34	33	36	36
	収容定員充足率	66.0%	85.0%	82.5%	90.0%	90.0%
幼児教育学 専攻	入 学 定 員	50	40	40	40	40
	入 学 者 数	40	28	30	28	30
	入学定員充足率	80.0%	70.0%	75.0%	70.0%	75.0%
	収 容 定 員	100	90	80	80	80
	在 籍 者 数	56	68	58	58	58
	収容定員充足率	56.0%	75.5%	72.5%	72.5%	72.5%
児 童 教 育 学 科 合 計	入 学 定 員	70	60	60	60	60
	入 学 者 数	59	43	48	46	48
	入学定員充足率	84.2%	71.7%	80.0%	76.7%	80.0%
	収 容 定 員	150	130	120	120	120
	在 籍 者 数	89	102	91	94	94
	収容定員充足率	59.3%	78.4%	75.8%	78.3%	78.3%

※令和 7 年度は確定数値（令和 7 年 5 月 1 日現在）

別記様式第3号（その1）

教 員 名 簿

学 長 又 は 校 長 の 氏 名 等						
調書 番号	役職名	フリガナ 氏名 〈就任（予定）年月〉	年齢	保有 学位等	月額基本給 （千円）	現職 （就任年月）
—	学長	アソ ウ タカ シ 麻 生 隆 史 （平成8年7月就任）		修士（農学） 博士（情報工学）		理事長 （平成10年4月） 学長 （平成8年7月）